

3月13日（第4日）

3月13日（金）第4日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	仁城靖雄
企画部長	江郷壱行	危機管理監	加川英也
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	企業局長	木下隆
消防長	丸石正男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	一般質問
日程第2	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第3	諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第4	諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
日程第5	議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
日程第6	議案第1号 令和2年度江田島市一般会計予算
日程第7	議案第2号 令和2年度江田島市国民健康保険特別会計予算
日程第8	議案第3号 令和2年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第4号 令和2年度江田島市介護保険（保険事業勘定）特別会計予算

日程第10	議案第5号	令和2年度江田島市介護保険（介護サービス事業勘定）特別会計予算
日程第11	議案第6号	令和2年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第12	議案第7号	令和2年度江田島市港湾管理特別会計予算
日程第13	議案第8号	令和2年度江田島市地域開発事業特別会計予算
日程第14	議案第9号	令和2年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算
日程第15	議案第10号	令和2年度江田島市交通船事業特別会計予算
日程第16	議案第11号	令和2年度江田島市水道事業会計予算
日程第17	議案第12号	令和2年度江田島市下水道事業会計予算
日程第18	消防庁舎整備特別委員会の調査報告について	
日程第19	発議第1号	国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書（案）の提出について
日程第20	発議第2号	日米地位協定の抜本改定を求める意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和2年第1回江田島市議会定例会4日目を開きます。

ただいまの出席議員数は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

昨日の熊倉議員の一般質問の中で、個人情報に関する内容の発言があったと思われるので、後刻、速記を調査の上、措置をいたします。

日程第1 一般質問

○議長（吉野伸康君） 日程第1、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

13番、胡子雅信議員。

○13番（胡子雅信君） 皆さん、おはようございます。13番議員、立風会の胡子雅信でございます。

通告に従いまして、2項目の質問をいたします。

まず、初めに、協働のまちづくりでございます。第2次江田島市総合計画で、「協働と交流で創り出す『恵み多き島』えたじま」を将来像とし、それを実現するための戦略として、「市民満足度の高いまちづくり」及び「未来を切り開くまちづくり」を掲げて推進しております。

そこで、4点についてお伺いいたします。

1点目としまして、昨年末に市ホームページで、自治会への加入について（お願い）を掲載しましたが、このタイミングで掲載した理由をお聞かせください。

2点目としまして、持続可能な自治組織を育てていくため、まちづくり協議会の設置を促進し、現在まちづくり協議会が20団体設立されており、それぞれの地域で活動をしております。いまだ未設置の地域について、また設置団体の統合等について、どのように考えているのか、お伺いいたします。

3点目といたしまして、昨今高齢化やなり手不足に伴う役員の固定化等さまざまな課題を抱えております。自治会やまちづくり協議会等を対象とした事務手続等を支援する組織を検討してはどうか。

4点目としまして、協働のまちづくりをより一層推進していくためには、（仮称）協働によるまちづくり基本条例を検討してはどうか。

この4点について、まずはお伺いいたします。

次に、行財政改革の推進についてでございます。

令和2年度予算案の報道発表において、明岳市長は市を存続させるためにも、行財政改革に取り組むと危機感をにじませるとの記事が掲載されました。現在、令和2年度から5年間の期間として、第4次行財政改革大綱を策定しているところでありますが、次

の3点についてお伺いいたします。

1点目としまして、第3次行財政改革において、平成28年度から事務事業評価シートによる内部評価をしております。市役所では次年度の予算編成にも活用されております。当初予算審査に当たって、予算審査特別委員会に事務事業評価シートを資料配付することを早期に実現できないものか。

2点目としまして、指定管理施設のモニタリングガイドライン作成の進捗状況及びモニタリング評価表の公開についてはどうか。

3点目としまして、平成17年に行財政改革審議会条例が制定され、これまで行財政改革審議会を開催しております。組織については、他の自治体には余り例がない市議会議員及び市職員が委員になっており、一方学識経験者として大学の教授陣等は含まれておりません。また、合併当初は4町ルールの解消等の課題もありましたが、合併して15年を経過しており、条例第2条にある職掌事務についても1度見直してみる必要があると考えますが、組織及び職掌事務の再検討をしてはどうか、お伺いいたします。

以上、2項目について御答弁をお願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。きょうもよろしくお伺いいたします。

胡子雅信議員から2項目、7点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。また、答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思います。

初めに、1項目めの協働のまちづくりについてでございます。

江田島市では、現在、持続可能な自治組織を育てていくため、まちづくり協議会の設立を促進し、市民と行政による協働のまちづくりを進めております。また、地域が主体的に課題解決や活性化の推進に取り組むことができるように、自治会やまちづくり協議会などの地域活動団体に対する活動支援を行っているところでございます。

まず、1点目の自治会への加入についてのお願いを市のホームページに掲載した理由とは、とのお尋ねでございます。

本市の地域コミュニティの維持や明るく住みよいまちづくりを進める上で、自治会の存在は不可欠でございます。その中で本市の自治会加入率は昨年、令和元年11月1日現在では約76%となっております。そのため、市民の皆様の自治会への加入をより促進することや、自治会の活動をより広く知ってもらうために、昨年12月末に自治会への加入についてのお願いを市のホームページに掲載をさせていただいたところでございます。

次に、2点目のまちづくり協議会の未設立地域及び既存団体の統合等についてでございます。

本市のまちづくり協議会の設立状況につきましては、平成22年度に設立した沖まちづくり協議会から現在までに、20団体が設立をされております。このまちづくり協議会は、各種委員や団体等、地域全体で意見を出し合い、連携協力をしていくことで、地域活動の活性化や地域課題へ対応していくための重要な組織でございます。そのため、

市では未設置地域におきまして、各地域の実情に沿った形でまちづくり協議会の設立を促し、また支援をしております。また、市といたしましては、まちづくり協議会は旧小学校区単位で設置をし、活動していただくことが望ましいと考えております。しかしながら、既設のまちづくり協議会は、自主的に活動をされている組織であり、それぞれの歴史的な背景もございますので、既存団体の統合等につきましては、今後各協議会の意向を踏まえた上で進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の自治会等の事務手続を支援する組織の検討についてでございます。

自治会やまちづくり協議会等への支援につきましては、平成21年度から各町に1人ずつまちづくり担当の専任職員を配置し、これまで継続して支援を行ってまいりました。現在におきましても、地域支援課及び各市民センターに、それぞれ正規職員や再任用職員を配置し、団体等を支援する体制をとっているところでございます。しかしながら、人口減少や地域のつながりの希薄化などにより、地域活動の担い手が確保できず、事務手続等が各団体の負担となっていることも事実でございます。そのため、引き続き各団体に寄り添いながら、事務手続も含めた支援を続けてまいります。

次に、4点目の（仮称）協働によるまちづくり基本条例の制定を検討してはとのお尋ねでございます。

この協働によるまちづくり基本条例制定目的は、協働によるまちづくりに関し、基本的な事項を定めることにより、市民と行政による協働のまちづくりを推進するというものでございます。現在、県内23市町のうち、6市町で基本条例が制定されており、条例を制定していない市町におきましても、7市町で協働のまちづくり指針などを策定しております。本市では、平成23年1月に、まちづくり協議会活動計画作成マニュアルを作成し、協働のまちづくりの必要性を呼びかけてまいりました。

また、平成27年3月に策定をいたしました第2次江田島市総合計画におきまして、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを進めるためには、市民や各種団体、企業、NPOなどとの協働が不可欠であるとしております。そのため、現在市では、市民の皆様と行政が共通の認識に立ち、協働のまちづくりに取り組むことや地域の元気につなげる体制の構築に努めているところでございます。その中で、協働によるまちづくり基本条例あるいは、まちづくり指針の制定が必要かどうかは、まちづくりの当事者である皆様や他の市町の活動状況等を踏まえ、これは研究をしております。今後も市民の皆様や各種団体、行政などの多様な主体により協働のまちづくりを一層推進をし、地域の活性化を図ってまいります。

続きまして、2項目目の行財政改革の推進についてでございます。

まず、1点目の予算審査特別委員会への事務事業評価シートの資料配付を早く、早期に実現できないかとお尋ねでございます。

事務事業評価につきましては、第3次行財政改革大綱の中で、平成28年度から実施をしております。これは客観的な指標等を活用して評価を行い、その結果をもとに仕事の進め方の改革、改善により効率的、効果的な行政運営と職員の意識改革を図ることで、江田島市総合計画に掲げております市民満足度の向上を目的とするものでございます。また、事務事業評価シートの作成を通し、市の内部におきまして各事業の振り返りをす

ることで、事業の継続や見直しの判断、予算への反映等を期待するものでございます。しかしながら、正直なところ現在は十分な活用ができておりません。そのためこの課題の改善のため、事務事業評価シートの内容の見直しや、事務事業評価の予算資料等としての活用につきましては、引き続き研究をしてまいります。

次に、2点目の指定管理施設のモニタリングガイドライン作成の進捗状況及びモニタリング評価表の公開についてでございます。

本市の指定管理施設のモニタリングガイドラインにつきましては、公の施設の効果的・効率的な運用により、市民サービスの向上を図ることを目的といたしております。江田島市指定管理者モニタリングマニュアルを平成30年12月に策定し、本市のホームページにおいても公表をいたしております。モニタリング対象施設といたしましては、現在、漁業用作業保管施設など、特定の事業者の方の利用に限定される施設を除きました海辺の新鮮市場ほか7施設、合計8施設としております。

このモニタリングの実施に当たりましては、各施設における指定管理者との協定に基づき行う必要がございます。平成30年度中に議決をいただきまして、事業者と協定を締結いたしました海辺の新鮮市場やサンビーチおきみにつきましては、令和元年度、今年度が終了後速やかにモニタリングを実施いたします。また、評価結果を令和2年8月末をめどに取りまとめ、ホームページ等で公表することといたしております。既に独自でモニタリングを実施しております江田島市旅客船を除く、その他5施設につきましては、指定管理者との協定変更を伴いますことから、おおむね現在の指定期間が満了いたします令和3年度の更新時から、実施をする考えでございます。

しかしながら、モニタリングに関する周知のため、現在の指定管理者の方に御協力をお願いし、平成30年度分につきましては、試行的にモニタリングを実施いたしました。また、令和元年度の実施状況につきましても、モニタリングを実施し、協議の上同意が得られたならば、現在の協定を変更し、前倒しをしてモニタリング結果の公表を行っていきたい。そのように考えております。

次に、3点目の行財政改革審議会の組織及び所掌事務について、再検討してはどうかのお尋ねでございます。

行財政改革審議会は、本市の行財政の合理化、効率化を推進するために設置されております。その所掌事務につきましては、市長の諮問に応じ、行政組織に関することを初め、職員定数、給与、事務事業の合理化、補助金、交付金、各種委員会の設置及び統廃合、その他行財政の改革及び改善に関することなど、多岐にわたっております。これまでの審議会では、このような個別の案件に対する協議ではなく、行財政改革大綱実施計画の進捗状況などの全般的な協議の中で、職員定数、事務事業の合理化や補助金等についての御意見をいただいている状況でございます。また、組織につきましては、条例の規定に基づきまして、現在、市議会議員、市職員、知識経験を有する者のうちから、審議会の委員を委嘱しております。今後の厳しい財政状況が見込まれる中、行財政改革の重要性も、これからさらに増してくると考えられますので、行財政改革審議会のあり方については、これは研究をしてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） ただいま、市長のほうから、2項目7点について答弁をいただきました。ありがとうございます。それでは、これから一つ一つ再質問をさせていただきたいと思います。

まずは、協働のまちづくりについてお伺いさせていただきたいと思います。昨年、ホームページで自治会への加入のお願いということがありまして、今このタイミングでなぜなのかなというふうな思いがあったのは事実であります。先ほど市長の御答弁で、自治会の加入率が76%ということをございまして、もともともう少し多いのかなというふうな思いもあったんですが、76%ということについて、担当部局のほうとしては、本来はその地域の全世帯が自主的に任意で加入していただきたいところではあると思うんですけども、このことについて、どういうふうに思われているのか教えていただきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 自治会加入率の76%について、どう思っているかという御質問だと思います。

多分皆さんの肌感覚では、もう少し高いんじゃないかというふうに思ってると思います。というのも、この76%は実際の数値を調べるというのは、非常に難しいんですけども、1件1件ピックアップして入ってる入ってないをやらないと正確な数字は出ないと思うんですけども、これは今各自治会からいただいている加入世帯数を江田島市の全体の住民基本台帳上の世帯数で割ると、76%になるということをございまして、例えば第1術科学校の敷地内にも、学生さんとかが住所を置いてる方がいらっしゃいますけど、そういう方は自治会に入ってませんので、分母には入るけども分子には入ってないと。それから特別養護老人ホームなども住民票はその施設内に置いてますけれども、自治会には入ってもらってませんので、それらも分母には入るけれども、分子には入ってないということで大分低くなっています。

肌感覚としては、80以上はあって90ぐらいになるのかなというふうに思います。その一方で最近アパートなどもふえてきて、あるいは市外から江田島市に転入される方も大勢いらして、アパートに入ってる方などは、自治会は会費が要るところが多いですから、なかなか入ってくださらない方も最近ふえてきたということで、全体的には徐々に減少傾向にあるということで、我々の気持ちとしては、本当にその市町に住む方は皆さん自治会に入っていただきたいと、100%を目指したいということをございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 確かに部長がおっしゃるとおり、そういった諸事情があって、76という数字であると思います。1つ教えていただきたいのは、最近なんですけども、とある地域の自治会長の方とお話をする機会があって、話の流れの中で自治会は市役所の下部組織的なニュアンスの言葉が出たんですけども、このことについて市としてはどのようにお考えかなというふうに思います。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 皆さん御存じのとおり、自治会というのは市の下部組織でもなければ、指揮命令系統の中にはありません。対等の立場での独立した団体だというふうに思っています。その一方で、いろいろお願いすることがたくさんあります。広報の配付もそうですし、災害のときには避難所を開設したりのお願いをしています。そういうことから、自治会は市の下請かというふうな受けとめをされる方もいらっしゃいます。そういうところは、日々我々も言葉で話してるんですけど、あくまでも対等なんですよということなんですけれども、今後もそういうふうな誤解といいますか、意識を我々も変えていかないといけないと思いますし、今後も引き続き下部組織ではないと、下請ではないということは発信していきたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。つい最近、そういうふうなお言葉が自治会長さんから出たので、ちょっと私いやそれは違いますと、やはり協働のまちづくりということで、行政と住民自治組織が一体となって、まちをよくするんですということで、お話はさせていただいております。一方、ちょっとすみません、先ほどの自治会の加入率が76%ということで、よくあるいろんな全国の自治体で出てくるのが、例えば今江田島市もごみステーションというのが、自治会が管理運営してるというところがほとんどであると思いますけども、一方で自治会に入っていない市民というのが、ごみステーションにごみを入れていいのかどうかというところが、なかなかトラブルになっているのが全国的なところなんですけど、江田島市としてはどのようにお考えなのかなというところを、教えていただければなというふうに思います。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） これは非常に難しい問題だと思います。都市部では家の前の道路に出せば、そこで回収していただけるということもあつたりします。ただ、そうすると非常に環境衛生上もよろしくないということもあつて、本市ではずっと以前から旧町の時代から、ごみステーション方式で行わせていただいております。確かに議員おっしゃるとおり、そうしたときに、その自治会加入してない方がごみ出しをすることに対しての過去判例もございます。そうした中で、できるだけ我々としては、その自治会に加入してない方を拒否することなく、現在のごみステーションで受けていただきたいというのが気持ちでございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） このごみステーション自治会加入でない方というのは、本当に隠れたところの悩ましい問題でもあると思います。で、部長がおっしゃったように過去の判例では、そういった自治会が管理しているごみ置き場についても、いろいろ出ております。一方で、市町村は、収集運搬処分する義務を負うという、そういう法律上の責務もあつて、非常に難しいところもあるので、そういったところも今後自治会の加入率が、低下していく可能性も今後なきにしもあらずですので、そのところも今後の課題として、していただければなというふうに思います。

先ほどの自治会は、市役所の下部組織ではないということを私もそう思ってますし、なかなか住民自治というところの考え方がなかなか浸透しないような感じも見受けられ

るんですけども、協働の概念、ここら辺のところ、なかなかホームページ等で御案内はしてはいますが、市民全域にはその考え方が伝わっていないのかなと。だからこそ広報を配付するとか、集金するとか、いろんなイベントごとに参加要請があるとか、そういったもので、どうしても住民がそういった感覚を持ってしまうというところであると思いますので、ぜひそこはそうではないというところも、私どもも実際そういうふうに市民の方にもお話ししますし、市のほうとしてもそういうような御案内をしていきたいと。自治会がじゃあ何をしているんだというところもホームページに書いてますので、広報でもやってると思うんですけども、なかなか行政と自治会との役割というものが、見えにくいところがあると思うんです。例えば、これ廿日市でございしますが、町内会とか自治会の活動Q&Aというのがあります。ここには自治会とか、あとはこれもろもろのものが記載されています。町内会、自治会に入るメリットとは何かとか、あとは行政にこういったことがあったときには、どこに連絡していいかというのがあるんですね。そういったものをつくることによって、市役所と要は住民とのどういようなかかわりかというのが、見えてくるのかなというふうに思っています。今、市のほうとしては、今般法定外公共物の補助金制度の手続のマニュアルをつくられました。これすごくいいことだと思うんですよ。我々議員としても、いろんな方々から法定外公共物についての補助制度について、お問い合わせあります。ただ、そのマニュアルがあると、手続の申請までの具体的なものが書かれてあるわけなんです。そういったことを鑑みると、この自治会のQ&Aというものをぜひ検討していただきたいと思うんですけども、この点、市民生活部長お願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 確かに、議員おっしゃるような今自治会活動であるとか、あるいはまちづくりについてのQ&Aのようなものはできておりません。確かに廿日市さんのは、私は見たことはあるんですけども、かなり細かくほとんどの疑問に答えるような形での資料ができていて、感心したところなんですけれども、そういったことについても今後は検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。では次のまちづくり協議会の設置とか統廃合のところであります。

これ本当に、今いろいろ行財政改革審議会の中でも自治会連合会長さんから、そういった質問がありました。これは平成31年4月の会議ですけども、例えば今江田島町の中央地区が4つの地域がありまして、1つのまちづくり協議会として、今後統合する方向であると、協議会の方向性が将来的にあり得るということを経験した時に聞いたということとございします。そのときに副市長のほうからは、基本的には歴史というものがあって、最終的に人口減少等とか、地域での運営が難しいので一緒になっていく自然的な形で進めていくのであれば、いいのではないかとということなんですけれども、今後この、今、まちづくり協議会、20団体ですけども、今検討中という地域もあるやに聞いております。今後、市長答弁にもあったんですが、どのように今後考えていくのかというのを、もう1度担当部長のほうとしてはどう考えているのか、教えていただきたいと思

います。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） このまちづくり協議会制度を進めていこうというふうなのが、これがスタートしたのが平成21年度なんですね。というのも少しここに至る経緯をお話させていただきますと、平成16年11月1日に4町合併しまして、そのときに各地域団体、住民自治組織がどうなっているかということになったわけですが、江田島町、大柿町については、自治会に相当するものがあつたと、名称は違ってますけれども、江田島は区、大柿町は区民会というふうに称してました。能美町、沖美町にはそういった住民自治組織がありませんでした。ただ能美町については、中町自治会とか、高田自治会とかいう単位はなかったんですけども、その下の当時部落と言ったらしいんですけど、迫田部落とか、麓部落とかいうのはあつたけれども、中町自治会というものはなかったということから、この住民自治組織について、どういう姿がいいのかということを経緯を江田島市全体として考えるために、平成18年10月に江田島市自治会等連絡協議会というのを設置しまして、どういった自治組織にするかということを経緯した結果、名称をまず自治会に統一しましょうと、それから能美町、沖美町についても自治組織をつくりましょうということでした。そこで統一されたのが、平成20年4月1日。その後平成20年12月に田中市長が就任しまして、田中市長のスローガンが協働、改革、前進でした。その協働を田中市長が実はぜひ進めたいと、今後これまで市町が担ってきたこともだんだんできなくなると、職員数もいずれ減になる、予算も厳しくなる、住民サービスは住民自治組織と市の両輪で進めていきたいと思いますという強い希望がありました。

そして、その就任したすぐ翌年春、21年の4月に企画振興課内に市民活動センター準備室というものを置まして、市長答弁にもありまして、きのうほかの議員の答弁の中でも出ましたけれども、各町に1人ずつまちづくり担当の職員、地域活性化支援員というのを置きました。で、そのとき私大柿町の担当の地域活性化支援員でした。3年間従事しました。ただ初年度はなかなか動けなかったのが、人は置いたけれども予算もないし物資もないということで、1年間は検討作業のような形で進んだんですけども、翌22年の4月に、まちづくり団体支援補助金という補助制度、まちづくり協議会をつくったら、その事業に対して補助しましょうという、こういう制度をつくりました。あわせて当然予算措置もなされて、ここからスタートいたしました。

そのときの考え方なんですけども、まちづくり協議会の考え方なんですけども、その地域、地域でさまざまな団体があります。特に自治会は世帯主が加入しているという、住民自治組織なんですけども、実際はその地域ではいろんな活動がなされてます。女性会であつたり、子育て世代であればPTAであつたり、子ども会であつたり、そうしたものを地域でまちづくりを進めましょうということで、スタートしまして、そのときの考え方としては、小学校区単位でつくりましょうということから、沖美町については三高でまちづくり協議会、沖は沖まちづくり協議会と。江田島町については、今中央の4つは1つのまちづくり協議会であつてほしいということで進めてたんですけども、なかなかこれまでの歴史的な経緯であるとか、今まで自治会でもやってきたんで、まちづく

り協議会も単独でやりたいという強い希望がありまして、それぞれで今できておるとい
うようなことになっております。

ただ、我々のほうの市側の考え方としてはあくまでも、旧小学校区単位でつくってほ
しいというのが。長くなってすみませんね。というのも、もともとまちづくり協議会つ
くるというのが、そもそも人口減であるとか、担い手不足であるとか、そういったとこ
ろも根本にありますので、先ほど言いました旧小学校区単位で進めたいという考えでお
ります。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今合併してからの過去の経緯、自治会組織
の設立の経緯、そしてまちづくり協議会の設立の経緯をお伺いしました。この点につ
いては、また後ほどのところでちょっと出てくるので、次に行きたいと思います。

次が、いわゆる自治会やまちづくり協議会の事務手続の煩雑さが、非常にその中の
役員さんたちの悩みの1つであります。これも先ほど申し上げた、昨年の行財政改革審
議会においてもそのように、まちづくり協議会の事務局をやられている方とか、今の連
合会長からもありました。実際やはり見ていくと、恐らく自治会とまち協の補助金とシ
ステムが違うんだと思うんです。先ほど山井部長がおっしゃったように、まち協とい
うのは、いわゆる提案型ということですので、それを事業費があつたらそれに対して何分
の1補助とか、そんな細かいルールになっているんだと思います。

そうすると、なかなか一般の地域住民の方がその資料をつくるにしても予算、決算す
るにしても、非常に難しい。それで市長答弁にもありましたように、地域の支援員をし
ていただく職員の方々がいらっしゃるんですけども、やはりそこいらっしゃるけども、
なかなかそこはやっぱり補助する側と受ける側になるとなかなか細かいところの部分は、
説明ができるのかどうかという疑問もありますし、一方でその書類が煩雑過ぎて、役員
をやりたくないという声も聞いております。

そういった意味で、確かに補助メニューとしては事務局費というものが、項目として
は自治会もまち協にもあるかと思うんですけども、それではとてもじゃないがやってい
けない。できれば行政と住民自治組織の間にある、例えばNPOであるとか、何らかの
協会があつて、そこで事務手続を処理するという仕組みをつくれれば、より住民サイドと
いうか、自治会、まち協にとってはいいのかなというふうな思いもあるんですけど、そ
こら辺の研究、検討というのはしていただけないものか、教えていただきたいと思いま
す。

○議長（吉野伸康君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 事務を担う団体をつくれないうことなんです。

議員おっしゃったように、今、先ほどのことでいいますと、歴史的なことでいいます
と、平成22年4月にまちづくり団体支援補助金という制度をつくりまして、このとき
は1団体40万円の事業に対して30万円の補助金ということであつたんですけども、
その後大幅に改正されたのが、29年度から改正しまして、このときに金額をふやすけ
れども、そのかわり内容も詳しく書くようにという様式も変更して、それから領収書な
ども添付していただくようになりました。そうしたことから、このまちづくり団体支援

補助金をもらうためには、かなり大変な補助金申請事務が発生するというのも事実です。ただ、その処理をする中間的な組織ができないかというのは、私はちょっとイメージがわからないんですけども、例えば今体育協会の事務をeスポーツクラブが委託を受けてやっていますけれども、実際のまちづくりを進めるのは、単に事務作業だけではなくて、その事業を組み立てるときに、例えば地域で運動会をするとか、あるいは高齢者の見回り活動をするとかいったときに、その資料をつくるのが委託でできるのかという、やっぱり地域の人、そのまちづくりにかかわる人がやらないと、実際の作業ができないんじゃないかというふうに思いまして、そこは少し私はイメージがわからないなというところでございます。

○議長（吉野伸康君） あと20分です。

胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。そうですね、いろいろ試行錯誤していく必要があると思います。やはり事務手続が非常に煩雑さがあって、困っていらっしゃるというところもあります。そういった意味では、地域に住んでいらっしゃる職員の方が率先してそういった実務を担っていただくようにしていくのも、1つの解決策なのかなというところがありますので、ぜひ検討してみてください。

それと、先ほどやっぱり私も今現在どうなのかなという悩ましいのが、自治会とまち協のかかわり、どういうものなのかなというところなんですよね。だからこそ、私は仮称の協働のまちづくり条例というものを考えてみてはどうかということなんです。言ってみれば、地域自主組織というものにおいては、自治会なのか、そこがまち協なのかという、どちらなのっていうところが出てくると思います。

これは、公益社団法人中国地方総合研究センターが発刊しています、2017年の季刊中国総研という月間の発行本がありますけども、ここに平成の大合併から10年ということで、比治山大学の教授が江田島市の自治会組織のあり方、そしてまち協が設立されていった中で、いろいろ書かれております。言ってみれば、住民と行政とのちゃんとした議論がない中で、まち協というものがぼこっと出て、手挙げ方式でちょちょちょっと出てきたというところで、まだまだ江田島市全体、市民としての自治会とまち協のそのどういった区別なのかな、どういった役割なのかと見えてこないようなところもありますので、ここもぜひ今後協働のまちづくりをこれから積極的に推進していく中で、自治会なり、まち協の人たちオーバーラップしているところもあるでしょうと、会長が一緒というところもあるでしょう。片や違うというところもあるでしょう。そういうところもあるので、1度そういった議論を積み重ねていただいて、どうあれば江田島市にとって協働のまちづくりが、よりスムーズにいくのかというところを検討していただきたいと思っております。

最後に、ちょっとこれも議会のほうとしても知っておりますけども、今補助金がかなり膨らみつつあるというところがあります。自治会への補助金というのが、平成21年から23年の間の数字でいくと、600万円を推移していたものが、今平成30年決算で1,600万円に膨れ上がっていると。恐らく平成24年から上がっているんですけども、そこには恐らく敬老会の今一人頭1,550円ですけども、そこら辺のところ

加味されたものであるから、膨れ上がったのかなと私は推測しております。また、まちづくり協議会の補助金も平成30年度の決算で、1,500万円というふうになっております。言ってみれば自治会とまち協それぞれの住民の組織であるところに、今トータルで3,000万円いっているというところで、別にこれは私は多過ぎるって言うわけではなくて、そこら辺のところも行財政改革の中では、補助金のあり方とか。いろんなものの問題も議論されておりますので、これも今後ちょっと、検討していかなければいけないポイントかなということもありますので、ぜひお願いいたします。

すみません、時間が短くなりまして、行財政改革の推進について移らせてもらいます。

すみません。私も何度となく、これを質問させていただきまして、大変恐縮しているところなんですけども。確かに、事務事業評価を議会側に資料を提供していただきたいというふうに何度も申し上げています。また、議会としても予算委員会のところでしたかね、議会としても当時は、決算、ごめんなさい決算のときですね、決算のときに資料として、ぜひいただけないかというところですが、まだまだ内部の検討、見直しが必要なので、まだまだ出せる状況にないということでございましたが、やはり我々も大切な行政を運営するに当たっての予算、どのように税金が使われているのかと、しっかり議論をしていかないといけない。これが議会の役割でございますので、早急にそこら辺の事務事業評価というものを出していただけるようなことを、またここに改めてお願いしておきたいと思っております。

それで、やっぱり事務事業評価、かつて総務部長のほうからは、なかなか職員への負担がかかるであるとか、あとはなかなか見直し作業に今着手しているというところで終わっておりますが、例えば地方創生人材支援制度等を活用して、例えば2年限定であるとか、そういったところで、事務事業評価をしっかりと確立していくという人材を登用できないものか、このことについて御答弁お願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 何度かこういった質問をいただいております。事務事業評価につきましては、市長答弁でもありましたように、まだ研究段階であってなかなか進んでいないのも、これは実情でございます。来年度から、来年度からというよりもこの行財政改革はやはりしっかり進めていかななくてはいけないということは、もうこれは共通認識だろうと思っております。そのために来年度、2年度から、広島県から職員派遣を受けまして、その方をまた中心にこの行財政改革を推進していこうということでございます。ですから、そういった専門家の人に来ていただくというのも1つかもしれませんが、今回のようにまた広島県から派遣を受けて、それを中心とした組織の中でやっていくということも、また大切なのかなと思っておりますので、そういった形で進めてまいります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。今の御答弁された中で、本当にこれも大きな前進だと思っております。市長がおっしゃったように、やはり行財政改革は本当に待った

なしのところであると思いますので、ぜひ全庁一丸となって効果的な行財政改革のための事務事業評価、そういったものも含めて進めていただきたいと思います。

それとあと、指定管理者制度、すみません、モニタリングガイドラインというのは作成されているのは、重々承知しております。一方で、指定管理者制度の運用のガイドラインというものは策定されているのか、ここのところだけ教えてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 指定管理者の運用ガイドラインということでございます。指定管理者の運用ガイドラインは今のところございません。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） やはり、指定管理者制度うまくいってるところがありますし、これからモニタリングをされてるということなんですが、やはり公の施設ですので、どのような施設をどういうふうな形で、誰に任せてというふうなガイドラインというのは、必要だと思います。そういった意味でぜひ運用のガイドラインですね、こちらのほうを整備していただくようお願い申し上げます。

最後のところになるんですけども、審議会条例が平成17年ということでして、先ほど市長答弁の中では組織とか、その職掌事務については、これから研究していかれるところでもあります。やっぱり審議会のメンバーも本当に他市町で市議会議員というのがメンバーにいるというのは、なかなかまれなことでありまして、また職員さんも委員としても非常にまれであります。

一方で、行財政改革というのはその自治体の財政であるとか、あとはやっぱり地方自治に詳しい方の見識を持った学識者というのにも必要なかなと、また会計の会計士ですね、そういった専門性のある方にも入っていただくのも1つのことだと思いますし、またある自治体でいくと、弁護士という法律の専門家も入っているところもあります。今本当に先ほど申し上げますように、行財政改革というのは、非常に大切でやっていかなくちゃいけないことであって、よりその専門性の高い人たちにも組織に入っていればなと思うんですけども、このことについて総務部長、先ほども研究されることなんですけども、今先ほどの県の職員さん来られた中で、そういった議論もしていただけないものかどうか、確認させてください。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 本市の行財政改革の審議会でございます。これが平成17年の3月に条例として制定されております。これ合併前に事務調整におきまして、これは新市において検討するというので、新市に送らせていただいて、やはりそのときも合併するというのは、やっぱり行財政改革の1つのということがございますので、その17年の3月に条例ができました。このときの条例の元というのは何かといいますと、旧江田島町におきまして、江田島町臨時行財政改革審議会条例というのがございました。その条文を活用したような形での条例制定でした。ですので、その中の審議会の委員のメンバーもそのまま使わせていただいたような形で制定がなされた。当時その17年の3月に上程をさせていただき、その議会のほうで議論をしていただいた中で、

当時の説明の中に議員さんは、なぜ入っているのかというようなことがございました。これは議員さんも職員も同じなんですけれども、実情をまずその地元の実情をよくわかっている人に入っていたきたいというようなことで、その議員も職員も入るといような形になっております。そのほか、知識を有する方ということでございますので、そのほか地元の、またそれも地元の人が、よくわかっておる方に入っていたきたいということで、各種団体であるとか、企業の方にも入っていただいたというようなところでございます。

これは、みずから考え、みずから決めていくということをしたということでの強い思いでの、そのメンバー構成だったと当時のことを聞いております。ですので、今おっしゃいました弁護士であるとか、会計士であるとか、これもまた大切なことなのかなとは思いますが、その今の委員のメンバーの中には、会社の取締役の方であるとか、金融機関の方であるとか、そういった方もたくさん入っておられます。それはそれとしてのプロだと思っておりますので、今のメンバーの中でそれがいけないということではないと思っておりますが、先ほど言いましたように、県の方が派遣を受けて行財政改革のために来ていただくことになっておりますので、その中でもまた考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。行財政改革審議会のこれ合併してからのことをお伺いしました。今のメンバーが悪いというわけではなくて、今市議会とか今のその職員が入ってくるのは、ちょっと検討を考えていかなくちゃいけないのかなと。その人数で今5人ですけども、今そのほかにそういった、もう合併して15年たって新しいステップにいますので、そこで今後の第4次行財政改革大綱が策定されますので、それをうまく回していくための組織、また職掌事務等も1度どうあるべきかを内部で検討していただきたいとお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 以上で、13番、胡子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時5分まで休憩いたします。

（休憩 10時54分）

（再開 11時05分）

○議長（吉野伸康君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、長坂実子議員。

○1番（長坂実子君） おはようございます。1番議員の長坂実子です。通告に従いまして、2項目の質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1番、高齢者等に対する外出支援策についての質問です。市内には、車などの移動手段を持たず、公共交通であるバスやおれんじ号を利用できない高齢者の方や障害のある方がいらっしゃいます。江田島市の地形は平地が少なく、坂道の上にある家も多いです。高齢者も多く、歩ける範囲にバス停がないから、公共交通を使えないという人もいます。高齢者、障害者等に対する外出支援策について、ぜひ考えていただきたいので、質問させていただきます。

高齢者や障害者などの交通弱者の移動手段を確保し、外出しやすい環境を整えるため、地域全体を広くカバーするタクシーも地域公共交通の1つと位置づけ、高齢者等のバス、タクシー利用助成制度を設けるべきではないでしょうか。市の見解を伺います。

2番目、子供の医療費助成の拡充について。江田島市での子供の医療費助成は小学6年生までありますが、子供の医療費助成の拡充については、子育て世帯からももちろんですが、広く市民からも御意見として聞くことがあります。子供を育てる環境の充実のために、市民からの強い要望を感じます。子供が早期に十分な医療を受けられるように、また子育て世帯の経済的負担軽減のため、子供の医療費助成を中学生まで拡充するべきではないでしょうか。市の見解を伺います。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 長坂議員から2項目の御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

まず、1項目めの高齢者等に対する外出支援策についてでございます。

高齢者の皆様や障害を持たれている方に対する外出支援策につきましては、少子高齢化、過疎化が進む中、日常的な生活や社会参加の観点からも重要であると考えておりました。また大きな課題の1つだと認識をいたしております。本市におきましては、高齢者の皆様の外出手段といたしまして、バスなどの公共交通機関やタクシー、交通空白不便地域におけるおれんじ号、またお体の不自由な方に対する福祉輸送事業限定である、いわゆる介護タクシーなどがございます。市ではこれまでも市民の皆様の生活に密着した公共交通の維持確保といたしまして、江田島バス株式会社に対する運営費の補助やおれんじ号の運行委託などを行っております。

しかしながら、合併時における1市4制度の解消によりまして、高齢者の皆様に対する市としての外出支援助成制度は現在はありません。一方、障害を持たれている方に対する外出支援といたしまして、障害福祉サービスでは同行援護などの3つのサービスがございます。

1つ目は、同行援護で、移動に困難を有する視覚障害者の方が安全に行動、外出できるように、これは支援をするものでございます。2つ目は、行動援護で、知的障害または精神障害により、自己判断能力が制限されている方が、安全に行動、外出できるよう支援をするものでございます。3つ目は、地域生活支援事業の移動支援事業で、屋外での移動に困難を伴う障害者の方に対しましては、外出及び社会参加のために必要な支援をするものでございます。

これらの支援サービスにつきましては、利用者の方と相談支援員の方がサービス利用計画案を作成をいただきまして、市の決定をもって利用が可能となるものでございます。また、障害福祉施設への通所事業では、事業者の方が利用者の方への送迎を行うことに対し、報酬算定時に送迎加算をすることによって、利用者の方の負担を軽減いたしております。このほかにも交通機関におきまして、障害者手帳の提示によりタクシーは1割引き、バスや旅客船は5割引きされております。

そして、本年令和2年1月31日から江田島バスで利用が開始をされましたPASP

Yにも、障害者手帳をお持ちの方専用の記名式のカードがありまして、これを利用すれば、乗車時に手帳の提示の必要はございません。これは飛渡瀬の江田島バス本社で購入が可能となっているところでございます。このような状況の中におきまして、高齢者の皆様や障害をお持ちの方の外出を支援する施策を進めていくことは、住みなれた地域で誰もがマイペースで、安心していきいきと生活するためには、これは必要なことと考えております。

本市では、来年度令和2年度に、高齢者施策を総合的に推進する高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画と障害者福祉の基本となります第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画を策定いたします。計画の策定に当たりましては、他の地域における取り組みや両計画にかかるニーズ調査などにより、市民の皆様や関係団体等の皆様の御意見などを参考にさせていただければと思っております。また、財政面も考慮をいたしまして、高齢者の皆様や障害をお持ちの方に対する外出支援に必要な施策を盛り込んでまいります。

続きまして、2項目めの子供の医療費助成の拡充についてでございます。

本市におきましては、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、健やかな育成を図るため、江田島市乳幼児等医療費支給制度がございます。これは医療機関での保護者の方の負担を1日につき500円までとする子供の医療費助成でございます。この子供の医療費助成につきましては、平成27年3月に策定をいたしました江田島市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、平成28年8月から対象年齢を小学校3年生から小学校6年生までに拡大を行ったところでございます。この制度の昨年度、平成30年度の実績につきましては、対象となる乳幼児等が1,496人、医療費支給額は3,058万8,748円であり、子育て世帯の経済的負担軽減になっていると思っております。

また、昨年平成31年1月に、第2期江田島市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた、子ども・子育て支援に係るニーズ調査を実施いたしました。その中で子育て世帯の方々から、「医療機関での負担が500円というのはとてもありがたい」との御意見や、「対象年齢を中学3年生までにしてほしい」といった御要望をいただいたところでございます。このことから、乳幼児等医療費支給制度の重要性や対象年齢のさらなる拡大を求められていることにつきましては、十分に認識をいたしております。

我が国における本格的な人口減少や少子高齢化社会を迎える中、安心して子供を育てられる環境づくりは、国を挙げて取り組むべき共通の課題でございます。また、現在多くの自治体が単独で実施をしている乳幼児等医療費支給制度は、本来国が全国一律の制度として行うべきものであり、国の責任において、早急に実現する必要があると思っております。そのため、本市では広島県に対し、広島県市長会を通じて対象年齢の拡大を、そして国に対しましては、全国市長会を通じて早急に新たな制度化を強く要望をしております。

これからの私の市政運営の重点テーマの1つでございます、子育てしやすい環境づくり、この実現のためにも子育て世帯の経済的負担軽減の実現に結びつくよう、さらに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 御答弁ありがとうございます。高齢者等の外出支援の重要性の御認識があることはわかりましたし、来年策定する高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画の中でも盛り込んでいくという、前向きな御回答をいただきました。まず、現在高齢者の外出支援の助成制度はない中で、江田島市内の高齢者が外出するときは、基本的にはバス、おれんじ号などの公共交通を使われ、障害を持たれている方には、障害福祉サービスの移動支援の制度や公共交通助成があるとのことでした。

まず、公共交通について再質問させていただきます。江田島バスへの補助額を教えてくださいませんか。

○議長（吉野伸康君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） それでは、江田島バスへの補助金について。江田島バスへの補助金は3種類ございまして、平成30年度の実績で申し上げますと、合併前の旧複数市町村これを運行して、国の指標による輸送量で1日当たり15人から150人までの路線につきましては国と県の協調補助、これが340万4,000円。同じく1日当たり2.5人から150人の路線につきましては、これは県と市の協調補助で1,624万4,000円。それ以外の赤字路線につきましては、単独、市の補助でございまして、これが4,627万8,000円。合計ですと6,592万6,000円を補助いたしております。このうち市のみの補助の合計が5,440万円でございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。もうちょっとマイクを近づけて。

○1番（長坂実子君） はい。それでは、おれんじ号についてお聞きします。

公共交通不便地域おれんじ号が運行するとのことでしたが、おれんじ号はどんなところを走っているのでしょうか。また、走っているところの乗車率とそれに係る運行経費というのを教えてください。

○議長（吉野伸康君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） まず、おれんじ号はどのようなところを走っているかということです。バス路線が撤退した地域とか、バスを運行させることがとても非効率な地域でバスの空白となる地域や時間帯、こういったところに利用者がある場合において、運行しております。

もう1点、おれんじ号の乗車率これにつきましては、平成30年度の実績です。江田島北部線では、1日当たり6.9人。江田島北部、朝夕便につきましては1日当たり3.3人。沖美北部線では1日当たり12.5人。沖美南部線におきましては1日当たり16.3人でした。これらの委託料の合計が4路線で1,996万1,000円、そのうち料金収入が237万4,000円ございましたので、1,758万7,000円のいわゆる赤字運行ということでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 今、おれんじ号の乗車率についてお伺いしましたけれども、江田島北部線では1日当たり6.9人、朝夕便3.3人、沖美北部線で1日12.5人、

沖美南部線で16.3人と、乗車率についてははるごく低いように思います。今お伺いしましたように、江田島バス、おれんじ号については、運営経費かけられておりますけれども、バスは最近PASPYの導入をしまして、事務所も飛渡瀬に移転してバス路線の見直し、ダイヤ改正の利便性の向上に努めているということがわかります。おれんじ号も非常に低い乗車率ですけれども、きのうの御答弁でも利便性の向上に努めて、利用者をふやしていく方向であるということはわかりました。

一方で、バスやおれんじ号を使えない障害福祉サービスの利用までいかない、公共交通が不便で、移動を困難とする御高齢の方、障害をお持ちの方がいらっしゃいますけれども、この実態が今出している高齢者福祉計画の中にある調査結果の中に、女性や年齢が高齢者になるほど週1回も出ない、ほとんど外出しない人がふえる傾向にあって、要支援認定者の6割以上で、介護・介助を必要とする人の半数以上が、外出を控えているとの調査結果がありました。その理由として足腰の痛み、病気、交通手段がないということが調査結果の中にあります。こういうことから外出を控えている高齢者が、多くいらっしゃる現状、その中で移動手段がないという方は、外出をしたいと思っっているのに、出かけられないではないかということは何えると思います。

実際に移動手段がない御高齢の方は、タクシーで病院に行ったり、買い物に行ったり、用事をしている人がいるというのが実情だと思います。タクシーを生活の中で利用している人からは、経済的に負担がかかるということもお聞きします。そういった交通手段を持たないで、そのようにタクシーを利用している人の負担軽減や、もう少し生活に身近な乗り物であれば、利用したいと思っっている人もいます。高齢者が主体的に外に出やすい環境をつくるために、外出支援策の1つとしてタクシー助成というものを考えては、いかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 高齢者の社会参加を促すために、タクシーなどへの公費助成を考えてはどうかという御提案です。

昨日の酒永議員さんの御質問の中にもありましたように、本市の高齢者の皆さんに住みなれた地域で、マイペースで生涯を暮らしていただくためには、交通問題というのは大変これからも、大きな課題になってくるというふうに認識しています。昨日も答弁させていただきましたが、現在本市では企画部門において、公共交通をどのように守っていくかということに腐心して、いろいろな施策を打ち出しております。

その一方で、福祉部門においては、高齢者の皆さんの外出支援をどのように制度的に構築していくかという部分については、1市4制度を解消した後に、着手できていない大きな課題というふうに私自身認識しておりますので、昨日の酒永議員にも答弁させていただきましたが、まず地域で暮らす高齢者の皆さんがどのようなことで、日々の生活の中で困っておられるか、これをつぶさに実態を明らかにしていくことが、制度設計の大前提になると考えておりますので、公共交通機関やおれんじ号やタクシーや買い物の不便性そういったものの公的な制度から抜け落ちていると言いますか、制度のはざまの中で苦しんでおられる市民の皆さんがどのような状態で暮らしているかということをしつかり捉まえた上で、どのような助成制度が本市にとってふさわしいのかということをし

制度を構築してまいりたいと考えております。

繰り返しになりますけれども、高齢化率が44%、50%に迫ろうかとしている本市において、高齢者の皆さんが地域で安心して暮らしていただける、そういうまちづくりを福祉部門では一生懸命頑張っけてやっていきたいと思っておりますので、制度のはざまに陥る方がないように、一生懸命そこは実態を捉えるところから頑張っけていきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） これから実態把握をしていただけるということなんですけれども、ぜひ次期計画の中にも把握して、実際に外出支援というものをやっていただきたいと思っております。ほかの自治体の取り組みがいろいろありまして、高齢者のひきこもり予防、介護予防、認知症予防ということで、バス、タクシーの助成をしてるんですけれども、それがそれだけじゃなくて、部長もこういうことを言われてるんだろうなと思うんですけれども、こういった移動支援を軸に介護予防と生活、買い物支援、それを一体的に提供することをやっていたりとか、あと外出支援としてこういったバス、タクシーの利用助成とあわせて、飲食店の割引券も一緒に出すとか、そういった取り組みされていることがありますので、ぜひ地域活性化にもなりますので、取り組みのほうをぜひやっていただきたいと思っております。

では、次の質問をさせていただきます。

そういった御高齢者の方や障害のある方の外出支援とあわせて、公共交通を含めて交通問題全体を見て重要だと思うことは、市民の交通利用の公平性ではないかということをおもいます。といいますのは、バス、おれんじ号などの公共交通の利便性が上がることは、市民から願われていることだと思っておりますけれども、バスの補助金、おれんじ号の運行委託について、乗車率と公費負担の割合の均衡というものを考える必要があるのではないかということをおもいます。おれんじ号は乗車率が低いですがけれども、この見直し基準にはひっかかってないのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） おれんじ号の見直し基準というのはございます。これは運行回数、ですから予約があった便の運行回数、これと本来予約があるだろうということで運行する計画回数、これを割ったもので、これが50%以下となった場合には、その路線といいますか便については見直すと。江田島朝夕便につきましては、これは予約なしで運行しておりますので、ここについては25%以下で、沖美の南部、北部線については見直し基準以上となっておりますけれども、江田島北部線、朝夕便については見直し基準に該当すると。ただこれは見直し基準ということなので、端的にやめるというわけではございません。見直すということです。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 一部、江田島北部線と朝夕便が見直し基準にひっかかっている、基準以下ということなんですけれども、昨日御答弁ありましたが、乗車率の低いおれん

じ号の利便性の向上に努めるということもそうですが、もちろん安易にやめるということはしてはいけないというふうに私も思います。ですけれども、ひっかかるということは乗車率公費負担割合ですね、それが崩れているということなので、これは地域協力ということを考えていただくべきではないかと思います。地域振興の観点からでもありますが、協働のまちづくり、先ほども胡子議員言われてましたけれども、地域の中でこの交通問題一緒に考えていただいて、おれんじ号をどうやって存続するか、あとは乗車協力をしていただくということも、しっかり話し合っていて、この地域交通ですね、取り組んでいただきたいと思いますと思いますが、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） そうですね、おれんじ号の見直しについては、これは本市でできることなので、ちよくちよく継続的にやってまいります。ダイヤ改正、今度江田島バスが船便も改正されますと思いますので、それに合わせてダイヤ改正をされ、それに合わせておれんじ号もダイヤ改正するという事です。それだけではないんですが、やっぱり公共交通というのは、地域の住民の方にも厳しいという現状を知っていただきまして、皆さんで守っていく我々とともに皆さんで守っていくという意識の醸成が必要であると考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） わかりました。ぜひそういった協力を仰いで、それぞれの地域の実情に合った交通をつくっていただきたいと思いますと思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。先ほど障害のある方については、障害福祉サービスの移動支援などを利用できるということだったんですけれども、そちらについてお伺いします。

外出支援に同行援護、行動援護、移動支援のサービスが実施されていると思いますが、これが利用実績がとても少ないです。対象者が多くいるであろう移動支援のサービスでも30年度実績で、月2人と利用実績が少ないなというふうに私は思いました。このような支援サービスですね、受けたい場合にどこに相談をするようになっていのでしょうか。またどういった相談があって、どういうふうに支援に結びつくのか、利用実績が少ない理由、どういうふうに考えられるか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 障害者の方の外出支援などについての御質問です。

まず、相談についてお答えします。障害者の方が、いろいろな福祉のサービスを御利用していただく御相談を受けるために、相談支援事業所ぱすてるというのが、大柿町にございます。大柿老人福祉センターの2階こちらのほうにございます。こちらのほうは委託事業で実施をしております、市社会福祉協議会さんと江能福祉会さん、この2つの事業所に、ぱすてるの事業運営を委託させていただいております。そこで障害者の皆さんについては、いろいろな御相談を受けるわけですが、30年度の実績です。実際に御相談をいただいた障害のある方が424人、身体障害者の方が65人、重度の心身障害者の方が14人、これは御家族の方というふうに受けとめていただければと思います。

それと、知的障害をお持ちの方が182人、精神障害をお持ちの方が112人、発達障害の方が46人、その他5人ということで、主には知的障害や精神障害をお持ちの方御本人ですとか、御家族の方の御相談を受けています。

御相談の実績ですけれども、30年度が1万1,621件の御相談を受けています。これは御自宅を訪問させていただいて、御相談内容のお話を伺ったりですとか、福祉センターに来所いただいて御相談を受けたりですとか、やはり一番多いのは電話なんですけれども、電話で知的障害をお持ちの方ですとか、精神障害をお持ちの方が1日のうちに複数回何度も何度も、気心の知れた相談員にかけてくるというような形での御相談があったりします。相談があって支援の内容については、御相談された内容に伴って、利用計画、福祉サービスの利用計画を立てさせていただくのが、一番主な仕事なんですけれども、それ以外にもやはり、電話相談で不安解消に努めるということが、2番目に多い相談の内容になっています。

それと、利用実績が少ないのではということなんですけれども、視覚障害をお持ちの方の外出を支援いたします同行援護と申しますけれども、こちらについては、近年全く利用実績がない状態です。行動援護というのは、障害者の方の認定区分が6段階あるんですけれども、このサービスを利用できるのは、6段階のうちの3以上の方が御利用になれるサービスなんですけれども、知的障害をお持ちの方、精神障害をお持ちの方で、その障害度が重い方が外出をするときに、その支援をさせていただくということになりますので、知的障害をお持ちの方、精神障害をお持ちの方、それぞれお一人お一人に特性が違います。ですので、その方の外出を1日つきっきりで支援するためには、その方の障害特性をよくわかっている方であり、かつ障害をお持ちの方もその方であれば同行していただきたいというふうに、双方のマッチングといいますか、そういったことができないと、なかなかこういうサービスを利用させていただくことはできませんので、人的不足というのが、一番なかなか利用していただけない大きな理由ではないかというふうに考えております。

外出支援の中で利用させていただいているのは、移動支援事業というもので、これは地域での障害のある方の生活を支援していこうというサービスでございます。こちらについては、数は少ないんですけれども利用実績がございまして、平成30年でいいますと、外食などにお出かけになるときの支援をさせていただいたのが12回、令和1年度は10回。通院などの支援が5回、令和1年度は10回、単純に気分転換のために外出をするときの支援ということで、平成30年度が4回、令和1年度が現在まで1回なんですけれども、令和1年度は淡路のほうへ御旅行へ行かれる一泊二日の旅行で、この移動支援を利用させていただいたということがございまして、令和1年度でいえば2月末までで23回の御利用をさせていただいているというのが実態でございます。少し答弁長くなりましたが、障害者の方の外出の状況ですとか、福祉のサービスについて、なかなか説明させていただく機会がございませんので、この場をかりて少しお時間をいただきました。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 丁寧な御説明ありがとうございます。ぱすてるに相談が1万

1, 521件と、電話相談もそうなんですけれども、本当に丁寧に対応されているんだということがわかりました。30年度実績というのも、今ある障害福祉計画でそこまでしかなかったんですけども、近年は移動支援なども使われる方がふえているということで、利用される方がふえていて、いいことだと思います。実際使われてる方も、使われたことがある方からも、「これを使ったことがあってすごくよかった」「とてもいいサービスがあってありがたい」というふうに言われていたんですけども、一方でそういったサービスの相談先が、わからないという方も中にはいらっしゃいますので、そういったところも何て言うんですか、相談窓口になっているばすてるさんですね、相談窓口になっているということも、よくよく周知をしていただいて、必要なサービスにつながる窓口であってほしいなと思います。

では、次の質問なんですけれども、来年度第6期障害者福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定年度ですけども、どのような形でニーズ調査をされようと考えているのでしょうか、教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 来年度策定させていただきます福祉計画なんですけれども、実際に障害をお持ちの方の御家族の方の意見を聞くのが一番大事だというふうに考えております。それと、事業所の皆さんの御意見なんですけれども、障害者総合支援法に基づいて、市で設置をいたしております、江田島市地域自立支援協議会というのがございます。その中に就労支援部会というのがございまして、その就労支援部会には、実際に福祉のサービスを利用していただく団体であります、手をつなぐ育成会の皆さんや、今度は逆にサービスを提供させていただいている事業所の方々が、その部会には参加をいただいておりますので、その江田島市地域自立支援協議会の就労支援部会などで、意見を聞き取らせていただくということでもありますとか、あとは事業所に対するアンケート調査で、江田島市に不足しているサービスにどんなものがあるか、それを提供する体制を整えるのには、どういうふうなことをすればいいかというふうなところで、計画の策定に生かしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） わかりました。1つお願いをしたいなと思いますのは、自立支援協議会ですね。当事者の団体として、手をつなぐ育成会が入っておりますけれども、当事者の方が言われるのは、もっと当事者の方を入れていただきたい、事業者の方とか、たくさんいらっしゃるんですけども、ぜひ当事者の声を聞いていただきたいと言われてますので、その点も改善といいますか、考えていただきたいと思います。江田島市内で子供の療育の環境、就労の環境が十分ではないということも関係してるんですが、市外の病院や療育を受けに通いたくても、移動困難を抱えている人もいらっしゃいます。また、市外に就労に出ている方からは、移動の経済的負担も聞きますので、ぜひ当事者の声をしっかり聞いていただいて、計画に反映していただきますように要望させていただきます。

それでは、次の子供の医療費助成の拡充について再質問させていただきます。市長の

御答弁でも、子供の医療費の助成の拡充の必要性を認識されていることがわかりました。国に対して一律にやっていくようにという姿勢もわかります。再質問させていただきたいんですけども、県内の他の市町は子供の医療費助成を何年生までしているのか、取り組み状況を把握していましたら、教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 県内の乳幼児等医療費制度の状況についてのお尋ねでございます。全体を報告させていただきますので、少し長くなります。御容赦ください。

まず、外来に対する助成と入院に対する助成がございますので、順番に説明させていただきます。外来に対する助成が就学前までの町が1つ、これ熊野町です。小学校3年生までを対象にしておりますのが、4市町で広島市、東広島市、廿日市市、海田町の4つです。本市と同様に小学校6年生までを対象にしておりますのが、本市を含め5市町で、呉市、竹原市、江田島市、府中町、坂町の5つです。中学校3年生まで拡大をしておりますのが、7市町で、三原市、尾道市、福山市、府中市、庄原市、大竹市、大崎上島町です。高校3年生まで拡大をしています市町が6市町で、三次市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石高原町です。

入院のほうはこれと異なっておりまして、入院を小学校6年生まで拡大しておりますのが、江田島市と竹原市です。飛びますけれども、入院を高校3年生まで対象にしておりますのが、先ほど外来を高校3年生まで拡大しておりました6市町です。それ以外が中学校3年生までを拡大しておりますので、県内の中で高校3年生まで外来も、入院も助成されておられるのが、6市町というふうな状態となっております、これは私の所感なんですけれども、やはりこの乳幼児等医療の助成制度というのは、市長答弁にもありましたように、子供は国の宝だと思いますので、全国どこに住んでいても同じような医療の制度が受けられるというのが、国の姿としては当たり前のことだと考えますので、福祉保健部としてもこれからいろいろな場面で、この制度の拡充については訴えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ありがとうございます。ぜひ要望活動もしていただきたいと思っておりますけれども、今お伺いした中で、外来助成というのはばらばらなんですけれども、江田島市も6年生までしっかりしてるほうなのかなというふうには思います。一方で、入院助成については、6年生までの助成が江田島市、竹原市のみで、そのほかは中学生以上ですね、ほとんどが中学卒業までか高校卒業まで、6市町ありました。国の対応に変化がない中で、ほとんどの市町が独自で、どういうにふうしたらいいのかを考えていると思うんですけども、できるところから、例えば入院助成でもやってみようかなと、できるところからなんですけれども、そういったところからやっていただきたいなというふうに思います。

それで、医療費助成の拡充を、例えば中学生まで対象年齢を引き上げた場合、どれだけの財源が必要なのか教えてください。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） この乳幼児医療費の自給対象年齢の引き上げについては、過去からずっとさまざまな議員の皆様から御質問をいただいておりますので、何度も同じ数字を紹介させていただいていると思うんですけども、まず中学生まで入院のところまで助成をした場合には、約100万円かかります。これを外来まで広げますと900万円ですので、入院外来ともに制度を拡充すると1,000万円かかります。これ全て単市の真水の財源になります。仮にこれを高校生まで拡充しますと、入院で200万円、外来で1,800万円の2,000万円がかかります。

本当にざっくりした数字ではございますが、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 長坂議員。

○1番（長坂実子君） ありがとうございます。中学卒業までだと入院費で100万円、外来合わせて900万円、18歳までだと入院で200万円、外来で1,800万円とのことなんですけども、そういった財源ですね、中学校卒業までだったら1,000万円ですけども、確かに大変だとは思いますが、江田島市は今子育てしやすい環境づくりが市政運営の重点テーマともなっておりますし、これから行財政改革も事務事業評価活用、取り組んでいるわけですけども、これから取り組んでいただきたいと思いますけれども、事業の優先順位というものも、しっかりつけていっていただきたいと思っております。子供の医療費助成の拡充については、優先度を上げて取り組んでいただきますように、要望をいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 私自身は福祉部門を所管しておりますので、福祉のさまざまな制度のサービスのレベルをというか、水準を上げていきたいという思いはございます。しかしながら、大変江田島市厳しい財源の中で、真水となる財源をどのような事業に配分していくかというのは、市政全体を見渡して、先ほど来から議題になっております行財政改革の中で、事業の優先順位をきちんとつけて、その中で江田島市にふさわしい将来のまちづくりをどのようにするかという、まちづくりの姿を明らかにする中で、あれもこれもというのはかありませんので、本市らしいまちづくりの中で、どの事業に優先順位をつけていくかということ、全庁的な議論の中で優先順位をしっかりとつけていくということだと思いますので、その中で福祉を所管する部長としては、頑張らせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 以上で、1番、長坂議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時ちょうどまで休憩いたします。

（休憩 11時52分）

（再開 13時00分）

○議長（吉野伸康君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、重長英司議員。

○3番（重長英司君） 皆さん、こんにちは。3番議員、重長です。通告に従いまして、3項目7点の質問をさせていただきます。

まず、1項目め、オリーブ振興事業について、次のことを伺います。

- 1、これまでのオリーブ事業の成果についてどう思われますか。
- 2、オリーブ事業の成果についての反省及び今後の具体的な取り組みを伺います。
- 3、6次産業化、ブランド化を目指すための取り組みを伺います。

2項目め、水産事業振興対策事業について、次のことを伺います。

1、漁場環境保全創造事業、水中放流事業についてどのような成果を期待しているのかを伺います。

2、海の状態の現状について、どのように認識をしているのかを伺います。

3、産・官・学の連携による現状打破をどのように考えているのかを伺います。

3項目め、国に対する要望事項について、次のことを伺います。

国道の完成に向けて、どのような要望活動をしているのかを伺います。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 重長議員から3項目、7点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

また、質問が多岐にわたります。答弁が長くなりますので、御容赦いただきたいと思っております。

初めに1項目めのオリーブ振興事業について、お答えをさせていただきます。

まず、1点目のこれまでのオリーブ事業の成果についてでございます。江田島市におきましては、農業振興策の1つとして、オリーブを新たな作物と位置づけ、耕作放棄地の解消策や収穫物などを活用した6次産業化を図ることを目的といたしまして、平成22年度から栽培に取り組んでおります。また、平成26年3月には大柿町深江地区のオリーブ園地の造成工事が完成をし、3社の参入企業によりまして約6.6ヘクタールのオリーブ栽培が開始をされております。このような取り組みによりまして、今年度、令和元年度末の植栽面積は、28.8ヘクタール、植栽本数は1万5,326本となり、収穫量は9.8トンとなっております。しかしながら、収穫量などにつきましては決して順調とは言えません。そのため市では収穫量のアップに向けて、関係機関と連携を図り、本市の特性に合った栽培管理方法の確立に取り組んでおります。

また、江田島産のオリーブのPRといたしまして、平成25年度からオリーブ冠を各種のスポーツ大会に提供をしております。さらには、平成30年度から市内16カ所の飲食店の御協力、オリーブオイルと地元の食材の組み合わせによるメニューを開発し、そして提供をする「えたじまぐるっとオリーブラリー」を開催し、オイルや果実の加工の普及を推進してまいりました。こうした取り組みによりまして、市内外の皆様のオリーブに対する関心や認知度は確実に上がっており、江田島市といえばオリーブの島というイメージが定着をしております。

次に、2点目のオリーブ事業の成果についての反省及び今後の取り組みについてでございます。平成28年11月に、策定をいたしました江田島市オリーブ振興計画につきまして、今年度、令和元年度に中間見直しを行っております。その中で「育てる取組」、

「加工する取組」、「売る取組」、そして「使う取組」の4つの取り組みにつきまして、関係者の方と協議をいたしました。その協議の中で、江田島式の栽培方法が未確立であること、技術指導の未徹底、商品化が未熟などの御意見をいただいたところでございます。こうした反省点を踏まえまして、それぞれの取り組みについて改善を図ってまいります。

まず、1つ目の「育てる取組」では収穫量の向上のため、江田島市型栽培方法を一層検討をし、栽培技術指導員の育成や巡回指導を行い、栽培管理の徹底と栽培者の方のネットワークの構築を図ってまいります。そして、今後収穫量の増加に対応できるよう、収穫の支援体制づくりを検討いたします。

2つ目の「加工する取組」では、高品質な商品化による江田島市産オリーブの地域ブランド化を図ってまいります。

3つ目の「売る取組」では、ネット販売や小用港や切串港のターミナル、ふるさと交流館及び新鮮市場等の施設を積極的に活用をしていただき、市内外の小売店との連携によりまして、販売に協力をしてまいります。また、各種イベントを通じて積極的にPRも行うことといたしております。

最後に、4つ目の「使う取組」では、「えたじまん食育レシピ、2万4千食プロジェクト」の実施や収穫体験ボランティアを募り、食の体験型イベントを開催してまいります。

次に、3点目の6次産業化、ブランド化を目指すための取り組みについてでございます。昨年令和元年9月には、オリーブオイルの6次化を進めるため、栽培者の方自身がオリーブオイルの商品を製造販売することが可能となりまして、現在3者の方が販売を開始されております。また、平成31年4月に江田島産のオリーブ果実で製造をしたオリーブオイルが、イタリアで開催されたコンテストにおきまして、2部門で1位を獲得をいたしております。さらには、令和元年9月からは、東京の日本橋三越本店でも販売店を設置をされております。今後も高品質な商品である江田島産オリーブのブランド化を、官民挙げて取り組んでまいります。こうしたオリーブの取り組みは、軌道に乗るまでは長い年月を要します。本市は10年間で認知度を定着させることができました。今後も大きな夢を持って、20年、30年先を見据えながら、着実に取り組んでまいりたい、このように考えております。

次に、2項目めの水産業推進対策事業についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の漁場環境保全創造事業と集中放流事業の期待される成果についてでございます。この漁場環境保全創造事業につきましては、水産資源を増大させるため、稚魚を育てる天然石のつきいそと成魚が定着する漁礁等を組み合わせ、人工的に整備をするものでございます。この事業は、平成30年度に大柿町の深江地区、令和元年度は能美町の鹿川地区におきまして、それぞれ2ヘクタールの漁場を市も負担をしながら、県営事業により整備をいたしました。さらには、新年度令和2年度で沖美町の美能地区におきまして、事業実施の予定でございます。また、集中放流事業とは、オニオコゼ、キジハタ及びカサゴの稚魚を放流する事業のことでございます。この2つの事業の効果といたしましては、漁業者の方の近くに新しい漁場ができ、しかも市場単価の高い魚種がふ

えることによりまして、漁業者の方の所得向上を期待するというものでございます。

次に、2点目の海の環境の現状についてでございます。瀬戸内海の現状は、窒素やリンなど、栄養分の減少が目立ち、漁業者の方の間では養殖のりの色落ちや漁獲量の低迷、またカキの種つけ不調や生育不良の要因とも言われております。この原因の1つに、下水処理がいき過ぎではないかとの声もあることから、平成29年9月に、市内の漁協で構成をする協議会から、下水処理基準緩和に関する要望書が提出されております。その内容は、瀬戸内海を豊かな里海に再生をし、漁業者の方が漁業を営み生活ができるように、本市が管理しております下水処理施設の窒素、リンの排出基準を緩和してほしいと、そういうものでございます。これは本市のみではなく、広島湾域にかかわることでもありますので、私のほうから県知事に対しまして、窒素、リンなどの栄養塩類の管理のあり方について、検討を進めていただくように要望を行っております。また、海の環境改善には時間を要することから、地元漁業者の皆様の声を引き続き県に届け出てまいります。

次に、3点目の産・官・学の連携による現状打破についてでございます。平成27年10月、瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されております。この法に、瀬戸内海の水質がよい状態で保全されるとともに、生物の多様性及び生産性が確保されるなど、その価値及び機能が最大限に発揮された豊かな海とする考え方が盛り込まれております。また兵庫県や岡山県におきましては、既に県レベルで下水道処理水の規制緩和の実証実験を行っている聞いております。本市の地域資源である水産資源の維持、増大につながる豊かな海を取り戻すためには、行政のみの取り組みだけではなく、漁業者の方や大学、研究機関が一体となって取り組むことが、肝要であると考えております。

続きまして、3項目めの国に対する要望事項についてでございます。

国道の完成に向けてどのような要望活動をしているのか、とのお尋ねでございます。国道487号は、呉市から江田島市を經由して、広島市までの区間が指定されております。延長約60キロメートルの道路でございます。本路線のうち、江能・倉橋地域におきましては、道路整備が不十分で過疎化や高齢化など、さまざまな問題を抱えております。このため沿線の呉市、江田島市、広島市の市長及び市議会議員で構成をする国道487号等整備促進期成同盟会を設置し、例年春と秋の2回、国に対しまして要望活動を実施をしているところでございます。

この主な要望事項といたしましては、大きくは3つございます。

1つ目は、道路整備が安定的に実施されるよう必要な予算を確保すること。2つ目は、小用バイパスの一層の建設促進を図ること。3つ目は津久茂架橋構想の具体化を図ることなどでございます。このほか、国道の整備要望につきましては、関係自治体で構成をしております広島県島嶼会や広島県中央地域振興対策協議会におきましても、実施をしているところでございます。道路整備におきましては、多額の費用と時間を要しますので、今後とも国道の完成に向けて粘り強く、これは働きかけを行っていききたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、オリーブ振興事業につきまして、3点ありますけれども、1点、2点というところをちょっとかぶっている部分がありますので、一緒にさせていただきます。

まず、オリーブ事業の成果につきまして、今も市長さんの答弁がありましたように、イメージとしては、うまく宣伝ができてるものだと私も思っております。ただ、イメージだけでは、今後オリーブの事業を進めていく上において、イメージだけかと言われると、そこから先が続いていかないと思いますので、オリーブの収穫量のアップ、これが喫緊の課題ではないかと思えます。その中で、オリーブの収穫量が9.8トンで、江田島市オリーブ振興計画の中で令和元年度の目標が、8万5,000トンということで、かなり格差がありますね。ですから、最初のそういった収穫量の設定はどのようにされたのか。それに対して今現状、到底その数値に達していないわけなので、その原因何が悪かったのか、わかっている部分を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） ただいまのオリーブ振興計画は、今見直ししております。そこで反省とか課題とかいうのを抽出しております。その当時オリーブ振興計画を立てたときは、地元でオリーブを育てたデータがありませんので、小豆島のデータを活用させていただいて、計画を立てさせていただきました。そのもとになる計画のもとに事業を進めてまいりましたけれども、結局その地域地域で土地柄とか、土壌の雰囲気とか、そういう合う合わないということがありまして、それと生産者のほうの選定の方法とか、そこらの技術が未熟であったということが、その原因と考えられます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 結局、小豆島と江田島市の気候的なものを考えれば、割と似たような部分があるかと思えます。土壌はどのように違うのはわかりませんが、気候的にはそんなに差はない。土壌は調べてないので、ちょっと私もよくわからないんですけど、ほかのかんきつや何かのことを考えていけば、そんなに大きな差はないんじゃないかなと思うんですよね。これは間違ってるかもわかりませんが。そのときになぜ、小豆島ではそんだけのものが栽培が、収穫量があって、江田島市では収穫量がなかったのかという部分で、最初にオリーブの苗木を販売したりするときに、割と簡単なんよと、オリーブの育成は水も考えなくてもええ、雨がふりゃそれでええんじゃないかと、みたいな雰囲気、ただ寒いのに弱いですから、零度以下ではオリーブが死んでしまったりすることもあります。ただ実を取るためには、10度以下の気温が10日余りないと、実をうまくつけてくれないというふうな特性があるということも聞いております。その中で、気候的には非常に悪いものではないと思っておりますけれども、やっぱりそういった意味での栽培育成の指導方法が、ちょっとまずかったんでしょうか。そこらあたりをお願いします。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） オリーブ栽培に対して、こちらのほう江田島市のほうとしては視察を重ねましたけれど、しっかりとしたものを持ち合わせてなかった。そのた

めに、栽培指導のほうも徹底されなかったということが要因だと思います。ですが、ここ最近協力隊の方が来られて、2名ないし3名体制で、江田島式の栽培方法はどうかという技術、圃場を歩いていただいて、その技術を提供するというようなことを行っております。今後オリーブの果実の量を徐々にではと思いますけれども、上がってくると思います。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） オリーブの栽培技術指導員の方ですね、その方はどういう経歴で、どこでオリーブのことを、栽培のことを勉強されてきたのか、ちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 前職は、特にオリーブ栽培にかかわった方ではありません。ですが、オリーブ栽培を進める中で協力隊の募集については、うちのほうから小豆島のほうに直接行って、研修をやっていただく1カ月、もしくは1カ月半、時期的に定植の時期とか搾油の時期とかというような形で、随時研修を行っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） その栽培指導員の方、そういう方をやっぱりしっかりとした成果を得るためには、例えば日本の小豆島で勉強するだけでは、不十分な面もひょっとしたらあるのかなと、私は思うところがあるんですね。例えば、そういう場合に、ちょっと経費はかかりますけれども、オリーブの世界的な産地に派遣をして、1年なり2年なりしっかりと勉強して、しっかりとした技術を身につけていただいて、江田島に帰っていただいて、そういった栽培指導をするというお考えはありますでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 議員さん言われるように、長い目で見ればそういうことができればいいと思いますけれども、現状では差し当たってすぐそういう形はできないと思います。ですが、江田島市内には世界レベルというか、イタリアのコンテストで金賞を取ったような実績を持った企業があります。その企業は指導者の育成に対しても、指導者というか栽培者の育成に対しても、積極的な取り組みをされていると思いますので、そちらの方と情報交換をしながら進めてまいりたい。このように考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひそういった指導員の技術力向上の努力をしっかりとしていただいて、今後の収穫量のアップを目指していただきたいと思います。今現在、江田島市で栽培されているオリーブの種類を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 今6種類ものを栽培しております。当初からはミッション、ネバディロ、ルッカ、マンザニロの4種類です。そしてこの2年前から新たなイタリアからの品種としましてフランドイオ、ペンドリーノという2種類、合わせて6品種

を今栽培しております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ありがとうございます。その中でそういったオリーブの種類
の特性なんかも、しっかりと把握されていることだろうと思います。その中でオリーブ
は放っていくと8メートルぐらいまで成長するという話を聞いております。そうすると
実を取るのが大変なことが起こります。岡山の牛窓あたりでは、地元の学生をアルバイ
トに雇って収穫をしていると。そうすると、かなりの収穫量がないとそれはもうアルバ
イト料も払えないということも起こります。今江田島ではそこまでアルバイトの人が必
要なぐらいになるまで、収穫量ないじゃなからうかと思うんですけれども、栽培者、会
社組織でやっておれば、それもいいかもわかりませんが、個人で栽培をされていて、
オイルをつくるために出荷をされる場合に、皆さん高齢化しております。その中で
高いところになった実を収穫するのに、かなり危険が伴う場合もあるかと思うんです
ね。そこらあたりも、剪定の指導とか、そこらあたりでそんなに高くせんでも、何とか
収穫ができるような、そういう指導もされているのでしょうか。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 栽培管理の関係だと思えますけれども、確かに栽培され
る方の一番の課題は、どういう形にすればいいのか、どういうふうに収穫するのがみや
すいかとか、というようところが一番興味を持たれるところで、今回も先進地視察
をやるときに、そういうところを教えていただきたいということで、そちらのほうに参
っております。ですから、丈は高くしないようにして横に広げて大体植えるときも、樹
幹5から6メートルぐらいにして植えていただく、そして管理していただくように勧め
ております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 品種の中には、横に広がる品種と縦に伸びる品種とがあると
聞いております。そこらあたりは、江田島市で栽培されてるのは両方がありますね。そ
こらあたりも上手に管理ができるように、いい指導をしていただきたいと思えます。

それと、次に6次産業化、ブランド化を目指すための取り組みということなんですけ
れども、昨日岡野議員さんが外部専門家制度を利用されてはいかがですかという提案が
ありました。その中でブランド化に特化した部分があるということをお伺いしましたの
で、やっぱりそういったあたりもそういった外部の力も利用しながら、ブランド化を
目指していかなければいけないと思うんですけれども、ブランド化を目指す工程というも
のはありますか。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 議員が最初におっしゃったように、まずブランド化をす
るには、収量を確保せにゃいけないと思えます。ですから、まずこの振興計画の残りの5
年間で、しっかりと栽培技術を確立する。そして収量を上げる、そしてそれとともに、
着実にブランド化をどう進めていくかを内部で検討していくというふうに思っておりま

す。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） しっかりそうした収量アップをしていただいて、指導員の方にもぜひ頑張ってもらって、全体の江田島のオリーブの収穫量がアップするように、私も願っております。

次に、水産振興対策事業についてお伺いいたします。

漁場の確保と集中放流ということで、それも単価の高い魚を放流する、オニオコゼ、キジハタ等々ですね、放流していく。これを放流することにおいて、何年ぐらいでどれぐらいの成果が上がるのかという見通しは持っておられますか。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 今言われた魚は、大体1年半から2年で成魚になると思います。特にキジハタですけれども、これは幻の魚と言われるぐらい結構な魚らしいです。それで、大体市場単価でいいますと、キジハタがキロ2, 200円ぐらいで、オニオコゼが1, 400円となっております。そして今市長の答弁の中にはカサゴというものもありましたけれども、あれが大体市場では800円から900円と、それなりの所得が上がる魚というふうに考えております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） そういった魚の生育も含めてですけれども、今海の環境自体が悪化しております、栄養塩と一般的に言われる栄養素ですね、海の、これが随分と減ってきておると。私どもが子供のころは赤潮が発生しまして、このあたり夏場になるとあっちもこっちも赤潮が発生しよったんですね。これは栄養過多ということで、それも酸素不足でやっぱり海に対して、余りいい影響が起こらないということだったんですけども、今はそうじゃなくて、プランクトンがないというふうなことを心配されております。その中で江田島市だけでは、そういった取り組みはやっても効果が少ないと思うんですね。ほかと連携をしながら広島県もそうですし、近隣の広島市、呉市あるいは県をまたいで愛媛県とか、岡山県とか、そこらあたりの瀬戸内海を目の前に見ている地域全体で、そういった取り組みをしていくことが大切だろうと思うんですけども、江田島市がそういったことの環境に対する取り組みを、これからどのようにしていくのかということ、ちょっとお伺いしたいです。よろしくお伺いいたします。

○議長（吉野伸康君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 先ほども市長の答弁の中でありましたけれども、生産者、漁業者のほうからは、窒素とかリンとかの栄養塩が不足しているから、豊かな海には生産性の高い海にはならないのではないかなというようなこともあります。それで29年でしたかね、知事のほうに要望書を提出しております。そしてこのたびも、広島県漁協連絡協議会が主体になって、またこれも県のほうに豊かな海を取り返すために、そういう放流関係のものも含めた要望書を提出されていると聞いております。そして広島県のほうも水産サイドのほうでは、やはり実証実験でもやっていかにやいけんのじゃないかな、

というようなところは話があると聞いております。ですけど、そこがまだいろんな条件があるということで、なかなか難しいということになっておりますけれど、水産サイドとしては、進めていきたいというふうに要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） ぜひ、そういう取り組みを進めていただいて、海の環境を豊かな海になるような努力を今後一層していただきたいと思いますとともに、豪雨災害のあった後に、大変な災害で大変な人が苦勞をしておるという現状でもそうなんですけれども、その後にいわゆる普通の言い方をすれば、カキの種が湧いたんじやと、ここまでほとんど湧かんかったのに、そのときはすごく湧いたと。やっぱりそういうことは、とりもなおさず、山の栄養が海に直接入っていったというようなことも考えられるわけですね。だからそこらあたりも含めて、やっぱりこれは業者だけでは、解明できない問題だろうと思っておりますので、しっかり産・官・学の連携をもって、どうやってやれば安全に豊かな海をつくれるのかを、しっかりこれも余り時間はないと思うんですね。やっぱりしっかりしないと、それに携わっている業者さんが悲鳴を上げてます。今漁師さんそのものが数が減っておりますので、そこらあたりが海に出たらしっかり魚がとれて、生活ができてというふうな海を、ぜひ早く回復するような努力はしてもらいたいと思うのと、1つここで提案なんですけれども、一般の魚釣りに来られる方、船で沖合に停泊して魚釣りをされる方、あるいは沿岸から魚釣りをされる方、ここらあたりのそういう方から遊びでされる方から、入場料とかそういうふうなことを徴収できるようなシステムをちょっと考えてみられたら、財政の足しになるのではなかろうかという思いもありますので、ぜひそれを検討していただきたいと思います。

それで、次の国に対する要望事項ということで、国道の487号線の起終点がありますよね、これをちょっと教えてください。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 国道487号のまず起点側ですけども、これは呉市側の国道31号と国道185号との交差点があるんですけども、そこから始まります。で、江田島市を縦断いたしまして、切串あたりから海上を渡って広島市南区のほうに向かいます。で、そのまま国道2号にぶつかった交差点のあたりを終点としております。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） それであれば、海の上を国道が通っているというふうに、理解してよろしいかと思うんですけども、その海の上の国道をこれからどのようにしてつなげていくのかというその計画を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建築部長。

○土木建築部長（廣中伸孝君） 議員おっしゃるとおり、国道487号は海上区間がございます。海上区間あるからといって、必ずしも整備しなければならないというものではございません。今現在の国道487号というのは、広島県が管理している国道でありまして、そういった広島県の中におきまして、現時点において事業を実施するという

計画はございません。しかしながら、広島県のほうにおいても、広島県が将来の道路網そういったものをつくっておきまして、その中ではそういった国道区間も江田島市内でいいますと、津久茂架橋でありますとか、切串から広島湾、広島方面宇品のほうに行く広島湾架橋構想と呼んでおりますけれども、そういった構想の位置づけはございます。しかしながら、現時点において事業を実施する、そういった計画はございません。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 重長議員。

○3番（重長英司君） 江田島市に4町が合併をするときに、津久茂大橋とかそういった広島架橋とかということが一番に合併すればいけるんよみたいな話がありましてですね、当初すごく期待していた人たちがたくさんおられます。今現在あの計画はどうなったんかねと、もうなくなったんかねと、話が出ませんよというふうなことで、心配をされている方が多々おられます。

やっぱりこれも、きのうの浜西議員さんのほうから人口の増加について、というふうな質問がありました。その中で、やっぱりこういう国道が整備されて、広島への通勤・通学が、橋やトンネルが、すぐには多分無理とは思いますが、そこらあたりを今四国から大分までフェリーが国道フェリーとして運用をされております。そういったものを、江田島市も国道フェリー、切串から宇品まで、その海の上の国道を整備する、その方向でしていただいて、今フェリー代って普通車で渡れば二千幾らかかります。それをクリアライン程度の通行料程度の料金でそれができれば、非常に便利になって使いやすくなって、いいのではなからうかという思いがあります。

そこらあたりをしっかりと国の補助、あるいは県の補助をいただきながら、国道なんですから、やっぱり国道はつながってないとぐあいが悪いですね。ですから、そこらあたりの要望活動をしっかりとしていただいて、橋にトンネルができるまで、やっぱりそういった海の上の国道としてフェリーを利用していただいて、しっかりと便利に広島への行き来ができるような、「カープの試合が遅くなったけん、船がなくなるけん、しまいまで見られなかったんじゃ。」という人がなくなるように、やっぱりそういった時間設定もある程度していただいて、そうするとやっぱり人口のふえるような環境づくりの一助になるのではなからうかと思っておりますので、しっかりとそこらあたりの要望活動をしっかりとしていただいて、もし必要であれば、これは議長さんにも、市長さんにもお願いなんですけれども、例えば担当、産業とか土木の部分であれば、そういった常任委員会がありますので、委員会のメンバーを連れて、それこそ中央のほうへ陳情活動に行かれるようなことも、されてもええんじゃないかと思っております。やっぱりぜひそういったこともしながら、やっぱり江田島市は熱い思いを持ってるんですよということをしっかりとアピールして、要望活動を粘り強く今後とも展開をしていただきたいという要望をすることで、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、3番、重長議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時55分まで休憩いたします。

（休憩 13時45分）

(再開 13時55分)

○議長(吉野伸康君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番、山本一也議員。

○17番(山本一也君) 17番議員、山本、通告書に基づいて1件だけ質問いたします。

義務教育の中に、人権教育というものが20年前までありました。そしてこの方、人権道徳教育というものも始まり、そのことについてお聞きしたいと思います。

道徳教育が特別な教科となって、小学校では2年前、中学校では1年前に始まりました。これまでは、各校が選定した副読本や各校が独自の資料などを使って行われておりましたが、2018年度から教科となったために、検定教科書を使用することとなりました。そのことについて、2点ほどお伺いいたします。

これまでの同和教育とどのような違いがあるのか、また教科書であるがために、評価が伴いますが、生徒や児童の習熟度の評価をどのようにするのか、どのようにして評価をするのかを2点ほどお聞きいたします。のどが非常に調子が悪いので答弁は簡潔にお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 答弁を許します。

小野藤教育長。

○教育長(小野藤 訓君) 山本一也議員から道徳教育についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目のこれまでの同和教育とどのような違いがあるのかについてでございます。これまでの同和教育は、文部省の方針に基づき、基本的人権の尊重の精神を高めるとともに、対象地域の教育上の格差の解消と教育文化水準の向上に努めることを目的として行ってまいりました。次に、道徳教育は自己の生き方を考え、自立した1人の人間として、他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動でございます。道徳教育の充実に向けては、特別の教科、道徳が新設されました。小・中学校においては、各学年で年間35時間の道徳科が位置づけられ、善悪の判断や思いやりなどの道徳性を養うことを目標とし、検定教科書が用いられ、考え、議論する学習が展開されております。このように、道徳科が教育課程に教科として組み入れられ、さらに指導内容の充実を図るために、新たな枠組みを示されたことは、これまで各学校が行ってきた同和教育と相違する点でございます。

次に、2点目の教科となり評価が伴うようになったが、児童生徒の習熟度はどう評価しているのか、またどのような数値であらわすのかについてでございます。

先ほどもお答えいたしましたとおり、道徳科は正式には特別の教科、道徳と称され、国語科や算数科などの教科とは違い、児童生徒一人一人の理解度をはかるような基準は設けられていないことから、習熟度評価や数値での評価はいたしておりません。特別の教科とありますように、道徳科で養う道徳性は、個人的人格全体にかかわるものなので、数値ではかることはなじまないからです。また、評価については、授業での一人一人の学習や成長の様子などを見とり、文書記述により評価することになっていることから、本市の小・中学校においてもこれらの考え方を踏まえ、主に児童生徒が成長した様子な

どを文章で記述することで、評価を行っております。今後も道德教育の充実をはかり、思いやりの心や生命を尊重する心などを持った児童生徒の育成に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 山本一也議員。

○17番（山本一也君） 私の思っているとおりのような答弁であります。ありがとうございます。それでは、お伺いいたします。

確かに他者との協力、そして助け合いのところでは、各人の内面に沿うたようなことはできませんよね。確かなことです。それが科目となるということが、私には非常に腑に落ちないものでありました。といいますのも、私はここで一番年上だと思っております。私が教育を受ける年代になるときは、国の進める道德教育でありました。その道德教育は私が鮮明に覚えておるのは、毎朝校庭に立ち教育勅語を朗読させられ、そしてその中身は国に忠誠、親に孝という内容でありました。今は民主主義でそんな時代ではありません。そうした中で、私は毎日学校へ通わせていただいておりますが、学校での教科はほとんど短い竹を持ったチャンバラごっこでありました。いわば教育がけんかをしなさい、男の子だから泣いたらだめです、女の子だから親の言うことを聞くようにしなさいというような教育が道德教育だと私は認識しておりました。

そして、昭和23年、1948年新しい憲法ができて、そして今の義務教育になりました。義務教育になりましたが、私の家が生活力がないので、小学校5年生、6年生まで学校へ行くことができませんでした。その間、各地で義務教育であるから、全ての子供を学校に行かせるのが権利ではないのか、義務を果たせという形で、各地で教科書無料化闘争が始まり、そうした中で、私はこの島の鹿川小学校の先生方に、あしたから学校へ来いという形で、いわば義務教育を受けさせていただきました。

そのときに先生に言われたのは、学校へ行っておりませんので仲間も少ない、初めて会う子供ばかりとけんかをしておりますと、今そんなことをしてはだめだ、みんなが仲よくしなくちゃいけないという、子供のときに2通りの教育を受けさせていただきました。そして人の親になって、義務教育の中に同和教育がありました。そのときの学校の先生が、今、教育長が言われたとおりです。全ての差別をなくし、そしてともに差別に打ち勝つ努力をする。そのためには全ての子供の学力の向上ということで、家庭に協力を求めてまいりました。私は教育というものに、文学というものに飢えておりましたから、その先生の言うとおりに協力しましょうということで、地域と学校が子供を育てていくという取り組みに協力させていただきました。

そうした中で、1997年ぐらいですかね、もう同和教育をしないほうが良いという風潮があらわれて、そしたら今度、私らに地域に、同和教育し子供に学力をつけましょう、学歴をつけましょうと言っておった先生方が、いつの間にか地域へ来なくなりました。

そのころには、確かにこの島の教育力は、広島県でも結構ありましたけど、学校の先生方の協力で本当に高校、大学へ進学する率も、県平均に並ぶような状況になりました。全国ではそれこそ一、二を争うような広島県であり、市町でありました。そして最近に

なってみますと、どうなんでしょうかね、教育現場で見させてもらいましたら、不登校の子がたくさんふえてるんですね。私はずっとこの間質問するときに何回かに1回は教育問題で質問させていただいておりましたが、ずっと学力は全国平均を上回っておりますというようなことでありました。安心しておりました。でも今はどうでしょう。小学校のところ、低学年においたら学力の差はそうないですね。全国平均、県平均、また学校内で比べても、それがだんだん高学年になりますと、格差が開いてくる。中学にもなりますと、全国平均でも3ポイント、4ポイントぐらい下がっておるんじゃないかな。また教室内、学校内、市内の学校内でも格差が私はあると思います。それはどうなのかといいますと、この20年間人権道徳教育にかわって、私は県の指導がちょっと緩やかになったんじゃないかなと思っております。私は県のほうから協力を得たのは、教育長も御存じだと思いますけれども、広島県教育委員会が作成しました同和教育研修についての資料がありましたよね。同和教育実践のためには、同和教育の狙いは、生徒の進路を保証し、全ての児童生徒に差別に対する科学的認証を深め、現存する差別の実態をなくするという意欲と実践力を育てること。

そのためには、まずは教職員が日常的な教育活動の中で、児童生徒一人一人の人権を尊重する態度を貫くことが必要、そのためには私先ほど言いましたように、地域へ出向いて、課題のあることもしっかりと取り組むようにというあれがありましたけれども、私はここ五、六年ずっと見させてもらうと、不登校がおるのに余り学校が騒いでない。そこらのところを、今の教育長が言われました道徳教育についても、同和人権教育をするときも同じことだったんです。そこにどのような違いがあるんですか。

○議長（吉野伸康君） 小野藤教育長。

○教育長（小野藤 訓君） ありがとうございます。山本議員さんがこれまで同和教育の同和问题の解消に向けて、いろいろ取り組まれていることについては、私もよく知っております。私も能美の出身で能美中学校の教諭も経験しております。まさに議員さんが鹿川小・中学校のときに、指導を受けた先生方が私の大先輩で、当時の地域進出、子供たちの背景をしっかりと知ることが、教育の原点であるということ、当時の先輩からその当時校長でしたけれども学びました。微力ながら私もこの同和问题の解消に向けて、若いときから取り組んできたつもりです。今もその気持ちは変わりません。

また、校長、管理職になっても、今議員さんが言われた思い、これは私も根底にはありますので、教育の根底にありますので、教職員についてはそういう話もし、今は家庭訪問というんですけれども、家庭訪問をしっかりとさせて子供の家庭の様子、あるいは保護者の願い、それをしっかりと受けとめる。そして子供にできることをしていこうということで、これは他人任せにせず、養護教員も含め管理職も含めて、全教職員がやっぱり気持ちを一つにして取り組むという取り組みをしてまいりました。

また、先ほどのお話のとおりで、子供たちしっかりとした学力を身につけさせよう、そして自分の進路を切り開いていく力をつけさせる、これは教育の大本質ですから、授業の中で、いろんな学力を身につけさせるような指導をしております。ただ、幾ら学力があっても、肝心のこの心が病んでおったんじゃない、世の中みんなと仲よく生活できないんです。議員さんの言われるとおりなんです。だからこの道徳教育、今同和教育から人

権教育という形で国も県も変わっております。本市も人権教育の推進啓発を進めるように、市を挙げて取り組みをしておりますけれども、学校も同じ取り組みをしております。そういう中で、先ほどの戦前の道徳教育のところからお話されましたけれども、戦後道徳教育、一時期敗戦、終戦のときに同和教育を否定されましたが、また復活したときに、道徳の時間という、私たちはその道徳に時間という授業を受けたんですけれども、週1時間、年間35時間。このときには、教科書はありませんでした。教科ではなかったですから、領域という特別活動等と同じ領域だったんですが、教科書がないんです。そのうち業者が副読本という、今で言う教科書のようなもの、検定は受けていないんですがそういうものを準備して、それを購入したり、あるいは教職員がいろいろ自作のものをつくって、道徳の時間これを週1時間やっておりました。

ただ、そういう決められたことがないですから、それぞれ学校でまちまちな道徳の時間が行われていたわけです。それを御存じのように議員さんも御存じだと思いますけれども、平成23年に大津市で中学生のいじめによる自殺事件がありました。これまでもいじめによって多くの子供たちの命が失われ、いろいろ国・県・市町でいろんな取り組みをしてまいりましたが、依然としてそういうのが後を絶たない。この大津事件のときには、学校や教育委員会も。

そういうことで、道徳教育の中でもしっかりそういう人権教育を行っていくというふうにやっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 山本一也議員。

○17番（山本一也君） 力強い決意のようなものだろうと思いますけどね。私が心配なのは、今幾ら教育長が家庭訪問させたいという思いはあっても、教育現場の先生が言います。非常に地域へ出づらい状況にありますよね。どこの学校でも朝早いところは6時ごろ、もう先生方出勤されております。そして夜9時、10時まで職員室の電気がついております。そうした中で、本当に課題にある子供の内面的な支えができないんじゃないのかという思いがしております。私は今不登校を起こしてる子供のところでしたら、すごい内面的な課題が山積みされて、そういう状況になっておるんじゃないかな。また、してはならないいじめを余儀なくする子供の立場もそうした状況に追い込まれておるのではなかろうかというのは、私は今日現在特に、この江田島市内では格差ですよ。生活格差が非常に開いてきた状況で、今の全国テストの結果もそういう開きが出てくるんじゃないかという思いがしております。そこらのところをせめて、子供らが内面的な悩みが1つでもなくなるように、全ての子供の学力の保障いわば、どうなんですかね、市長の今回の施政方針のところにも、主要施策の中で人が育ち輝くまち、教育部門のところこういう言葉を使っておられます。教育長も就任の挨拶でやはり子供の教育、たくましく生きる力は一人一人の問題ではなくて、みんなの問題なんです。みんなが教育長が言われたような支え合う心情を養われなかったら、生きる力にはならないですよ。

そこらのところを今後しっかりと取り組んでいっていただきたい。まだまだ議論もしたいんですけどね。議論はしたいんですけど、私も教育長が今までどおり、人権同和教育運動のとおりやっていくという決意されたんで、私は少しは安心しますが、どうも

今の子供たち、子供たちが私と同じように教育を受けて、この島から出たらいけない、出ても帰ってこなくちゃいけない、というような思いを残すような教育を進めていっていただきたい。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉野伸康君） 以上で、17番、山本一也議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時30分まで休憩いたします。

（休憩 14時20分）

（再開 14時30分）

○議長（吉野伸康君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 諮問第1号～日程第4 諮問第3号

○議長（吉野伸康君） この際、日程第2、諮問第1号から日程第4、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についての3案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました諮問第1号から諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

現行の人権擁護委員3人の任期が、令和2年6月30日で満了となりますことから、中村和之さん、下田満さん、倉田淳さんをそれぞれ人権擁護委員の候補者として、再任の推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。これらの方々は人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある方でございます。

以上、3件の諮問でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。本3案に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本3案は、こと人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

初めに、諮問第1号についてをお諮りいたします。

人権擁護委員の候補者として中村和之氏を適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、中村和之氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員の候補者として下田満氏を適任とすることに、賛成の諸君の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、下田満氏を適任とすることに決定いたしました。

次に、諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員の候補者として倉田淳氏を適任とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、倉田淳氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第38号

○議長(吉野伸康君) 日程第5、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第38号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

江田島市旅客船について、瀬戸内シーライン株式会社を指定管理者として、指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第38号につきまして、御説明いたします。

本議案は、本年9月30日に指定期間が満了をいたします1施設につきまして、公募の結果を踏まえまして、指定管理者を指定したいので提案するものでございます。

議案書10ページ、11ページに参考資料を添付しております。参考資料によりまして、御説明をいたしますので、10ページをお願いいたします。

1、施設の概要でございます。施設名は江田島市旅客船で、航路名は中町／宇品航路。運航区間は、長瀬海浜から中町、高田、宇品間までの間でございます。主な事業内容は海上運送法第3条第1項の規定により、許可を受けた一般旅客定期航路事業及び同法第20条第2項の規定により、届け出をした不定期航路でございます。

次に2、指定団体候補者の概要でございます。団体名は瀬戸内シーライン株式会社でございます。この会社は平成12年9月に設立されました船舶による旅客及び貨物の運送を事業目的としている会社でございます。

3、指定管理者の業務の範囲でございます。(1)は、先ほど御説明いたしました施

設概要の中で、事業内容で御説明したとおりでございます。（２）旅客船の維持及び管理に関する業務。（３）旅客船の利用の許可に関する業務。（４）旅客船の利用料金、運賃の徴収に関する業務。（５）その他江田島市長が定める業務でございます。

次のページ、11ページをお願いいたします。

4、指定期間は、令和2年10月1日から令和7年9月30日までの5年間でございます

5の指定管理料につきましては、支払いをいたしません。ただし、今後江田島市におきまして、回数券及び通勤定期券の運賃改定を検討することから、これが実施されるまでの間は、運賃改定分相当額といたしまして、年間1,530万円を払うものでございます。

6、選定の理由といたしましては、市指定管理者選定委員会におきまして、申請書類等に基づきヒアリングを実施の上、あらかじめ定めておりました評価項目ごとに採点を行い、合計点数が70点以上あり、かつ安定的に航路が運航できる案を提出した者であるためでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

胡子議員

○13番（胡子雅信君） 1点質問させていただきます。指定管理料のところでも全員協議会でも説明をいただいておりますが、このたび回数券等の値上げの部分こちらのほうを御検討ということでもありますけれども、いわゆる検討する指標というんでしょうかね、収支がどの程度悪化した場合にこちらを導入するとか、あとは今はやはり何と言っても乗降客の減少と、あとは原油の燃料等の高騰というものが、収支悪化の原因であると思うんですけども、大体どういった基準というか、そういったものがあるのかどうか、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。というのが、これはことしの10月1日からの中で、改訂なければこの金額を年額で、要はあとはある時期からになると、それまでの月額で支払われると思うんですけども、その点を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉野伸康君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） 規定というのはないんですけども、総研のほうに今後5年間の収支の見込みをつくってもらいまして、先ほど申しましたように通勤定期券の値上げと、回数券の実質値上げ、これを行うことと自社で行う観光船とか、これらをおある程度上げることによって、その条件であれば収支均衡が見込まれるであろうということなので、それをするならば、さらに要は減便ですね、これをするならば収支が5年間均衡であろうという予測のもと、指定管理料は支払わないと。ただし、今回議決をいただきました後に、包括協定を締結いたしますので、その締結後に実際に運賃を上げるのか、定期券とか上げるのか、それとも減便をどこまでするのかというのを協議してまいります。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 胡子議員

○13番（胡子雅信君） わかりました。一応これが5年間の中でいつかのタイミングで上げるであろうということが、この中で想定されているので、これはひいて市民にも事前に、いろいろな情報を提供しなくちゃいけない部分もあると思いますので、できましたら収支が赤字が何年続いたら、こうだというような目安があれば、何となく私もわかるのかなという感じはしましたので、質問させていただきました。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 先ほど来から議員さんがバスのP A S P Yというんか、あれをこの船とバスと連携して使えるように設定したら、広島に行っても広島バスも一緒に乗れて、非常にお年寄りが便利になって、なおかつ利便性も高くなるという感覚を私は持っておるんですが、その辺はどのようにバスと話をし、何とかなるように船とも。企画部長どういうふうに思っておられるんか。

○議長（吉野伸康君） 江郷企画部長。

○企画部長（江郷吉行君） そうですね、船とバスと同じP A S P Yのような一枚のカードですとすれば一番いいと思っております。そういうことなので、あと船のほうでP A S P Yのほうで使える機械がまだないので、これを今後開発していきたいと。この開発には多額のお金がかかるので、国の補助の制度などを創設してもらって、船会社共同でこういった機材を開発していきたいと、そういったところでございます。

以上です。

○議長（吉野伸康君） 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 企画部長の考えはわかりましたけども、二言目には国の金を利用してとかいうことを考えないで、二言目には市民の安全と安心と住みやすさ、動きやすさ、そういうことを考えて物事を運んで、その後で国の補助がついてくるという考えに切りかえて。二言目には国の補助、それはわしは間違ごうとしたいと思います。そういうことで、よろしくお願いします。

以上。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 1 号～日程第 1 7 議案第 1 2 号

○議長(吉野伸康君) この際、日程第 6、議案第 1 号 令和 2 年度江田島市一般会計予算から日程 1 7、議案第 1 2 号 令和 2 年度江田島市下水道事業会計予算までの 1 2 議案を一括議題といたします。

本 1 2 議案について、登地靖徳予算審査特別委員長の報告を求めます。

登地靖徳委員長。

○予算審査特別委員長(登地靖徳君) 皆さん、こんにちは。ただいま議長から申し出がありました報告書をこれから御披露させていただきます。

予算審査特別委員会報告書。

令和 2 年 3 月 1 3 日、江田島市議会議長 吉野伸康様。

江田島市議会予算審査特別委員会委員長、登地靖徳。

本委員会は、令和 2 年第 1 回江田島市議会定例会本会議 2 日目において付託された令和 2 年度当初予算 1 2 議案について、常任委員会所管ごとの 3 分科会に分割し、慎重に審査した結果、個別意見を付して賛成多数で決したので、江田島市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告いたします。

まず、審査の結果について申し上げます。

議案第 1 号 令和 2 年度江田島市一般会計予算から議案第 1 2 号 令和 2 年度江田島市下水道事業会計予算までの 1 2 議案については、賛成多数により、原案のとおり可決いたしました。

2 ページをごらんください。

次に、審査の概要について申し上げます。

本委員会に付託された予算の審査に当たっては、本予算に組まれた事務事業が各行政分野に適切に配分され、かつ地域的な均衡が図られているかどうかの主眼を置き、地方自治法第 9 7 条第 2 項に規定されている長の提案権を侵害しないように十分配慮し、議決権の範囲内で慎重に審議を行いました。

次に、審査意見について申し上げます。前段部分は省略いたします。

市政においては、平成 3 0 年 7 月豪雨災害の早期復旧を実施するとともに、最重要課題である人口減少の抑制に向けた施策を創意工夫と柔軟な発想により、スピード感をもって推進することが必要である。限られた財源と人員の中で、効果的、効率的な行財政

運営に努め、予算の執行に当たっては、審査の経過で出された各分科会からの個別意見等に十分留意され、市民が住みなれた地域で健康で安心して暮らすことができる市政の実現を推進されたい。

以上、審査意見といたします。

なお、各分科会から提出されました個別意見、要望事項につきましては、次に記載してあるとおりでございますので、今後の行政執行に反映していただくことを要望し、予算審査特別委員会委員長報告を終わります。

以上でございます。

○議長（吉野伸康君） これをもって、登地靖徳予算審査特別委員長の報告を終わります。

本12議案についての委員長報告は、意見をつけ、可決すべきであるとするものです。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。なお、委員長への質疑は報告にあります委員会の経過と報告に対するものでございます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、それぞれの議案について、討論と採決を行います。

初めに、議案第1号 令和2年度江田島市一般会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号 令和2年度江田島市国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 令和2年度江田島市後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 令和2年度江田島市介護保険(保険事業勘定)特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度江田島市介護保険(介護サービス事業勘定)特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和2年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和2年度江田島市港湾管理特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和2年度江田島市地域開発事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和2年度江田島市宿泊施設事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和2年度江田島市交通船事業特別会計予算について、討論を

行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和2年度江田島市水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 令和2年度江田島市下水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 調査報告

○議長(吉野伸康君) 日程第18、消防庁舎整備特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

消防庁舎整備特別委員会については、調査結果がまとまりお手元に配付しましたとおり、令和2年2月10日付で報告書が提出されております。本件について岡野数正消防

庁舎整備特別副委員長の報告を求めます。

岡野数正副委員長。

○消防庁舎整備特別委員会副委員長（岡野数正君） 消防庁舎整備特別委員会報告。

消防庁舎整備特別委員会に付託された事件について、調査が終わりましたので江田島市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

消防庁舎整備特別委員会につきましては、消防本部（署）庁舎及び江田島消防署能美出張所が市民の安心・安全を確保するための円滑な災害救助活動の拠点となるよう、その整備について協議・提言等を行うため、平成29年第6回定例会において特別委員会が設置されました。

特別委員会においては、現地視察を行うとともに審議を重ねました。また、新消防庁舎整備の進捗に応じて状況報告が行われた後、2月26日をもって消防本部（署）庁舎及び江田島消防署能美出張所が運用開始され、本日に至っております。

ついでには、本特別委員会で調査する事項は全て終了し、最終報告とするものでございます。なお、消防庁舎に求められる機能及び現庁舎の跡地利用、利活用についての調査（協議・検討）結果は、お手元に配付した報告書のとおりです。

以上をもって、消防庁舎整備特別委員会の調査・研究結果の報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） これをもって、岡野数正消防庁舎整備特別副委員長の報告を終わります。

消防庁舎整備特別委員会については、ただいまの報告をもって調査終了とし、廃止したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、消防庁舎整備特別委員会については廃止いたします。

日程第19 発議第1号

○議長（吉野伸康君） 日程第19、発議第1号 国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） 発議第1号。

令和2年3月13日 江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 浜西金満。

賛成者 江田島市議会議員 岡野数正。

賛成者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

国による妊産婦医療費助成制度創設を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

内容につきましては別紙のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第2号

○議長（吉野伸康君） 日程第20、発議第2号 日米地位協定の抜本改定を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 発議第2号。

令和2年3月13日。

江田島市議会議長 吉野伸康様。

提出者 江田島市議会議員 山本秀男。

賛成者 江田島市議会議員 酒永光志。

賛成者 江田島市議会議員 胡子雅信。

賛成者 江田島市議会議員 上本一男。

日米地位協定の抜本改定を求める意見書(案)の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、外務大臣であります。

内容については別紙のとおりでございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については、質疑・討論はないと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和2年第1回江田島市議会定例会を閉会いたします。

皆さん御苦労さまでした。

（閉会 15時11分）